

令和3年第2回定例会

一宮町議会会議録

令和3年6月11開会

令和3年6月11閉会

一宮町議会

令和3年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月11日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
一般質問	19
志田延子君	20
大橋照雄君	21
小安博之君	33
藤乗一由君	36
袴田忍君	54
小関義明君	58
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
報告第1号の上程、説明、質疑	67
報告第2号の上程、説明、質疑	69

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
日程の追加	83
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
閉会の宣告	88
署名議員	89

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 11 日 （ 金 ）

令和3年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和3年6月11日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	鵜	沢	清	永	6番	小	安	博	之	
7番	袴	田		忍	8番	鵜	野	澤	一	夫
9番	吉	野	繁	徳	10番	志	田	延	子	
11番	森		佐	衛	12番	藤	乗	一	由	
13番	鵜	沢	一	男						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文											
会	計	課	長	小	柳	薫	教	育	長	藍	野	和	郎										
総	務	課	長	秦		和	範	秘	書	広	報	課	長	渡	邊	浩	二						
企	画	課	長	渡	邊	高	明	税	務	課	長	目	良	正	巳								
住	民	課	長	鎗	田	浩	司	福	祉	健	康	課	長	森		常	麿						
都	市	環	境	課	長	森	田	正	己	産	業	観	光	課	長	田	中	一	郎				
オ	リ	ン	ピ	ッ	ク	推	進	課	長	高	田	亮	子	育	て	支	援	課	長	御	園	明	裕
教	育	課	長	峰	島	勝	彦																

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

- 日程第五 請願第 1 号 「一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業」の早期完成に関する意見書の提出を求める請願について
- 日程第六 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第七 請願第 3 号 「国における 2022 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第八 一般質問
- 日程第九 承認第 1 号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十 承認第 2 号 令和 3 年度一宮町一般会計補正予算（第 1 次）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十一 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十二 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第十三 議案第 1 号 一宮町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 2 号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 4 号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十七 議案第 5 号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十八 議案第 6 号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十九 議案第 7 号 公用車（マイクロバス）購入契約締結について
- 日程第二十 議案第 8 号 令和 3 年度一宮町一般会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第二十一 議案第 9 号 令和 3 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）議定について
- 日程第二十二 同意案第 1 号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程の追加

追加日程一の日程第一 発議案第1号 一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成
に関する意見書

追加日程一の日程第二 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

追加日程一の日程第三 発議案第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見
書

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

今年は梅雨入りが平年より遅れているようですが、これから梅雨に入り毎日湿度が高く蒸し暑い時期となりますので、皆さん、体調など崩さぬよう十分注意をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の切り札とも言われるワクチン接種が、ようやく高齢者の方を対象に始まりました。若い方への接種にはもう少し時間を要すると思いますが、多くの方が接種することで、この感染症も鎮静化に向かうと思われまます。皆さん、いましばらく感染防止にご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、請願3件、専決処分の承認2件、繰越計算書の報告2件、条例の一部改正6件、契約の締結1件、補正予算2件のほか、人事案件が1件でございます。

なお、請願の採決結果によっては意見書提出の発議案が追加で提出される予定でございます。

また、一般質問は6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わりといたします。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付をしてあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

8番、鶴野澤一夫君、9番、吉野繁徳君、以上、兩名をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（鶴沢一男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書及び定例監査報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（鶴沢一男君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計14件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

まず、総務課所管の業務についてでございます。

令和2年度決算の関係でございますが、全ての会計を5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その結果についてご報告いたします。一般会計は、歳入68億9,388万円、歳出65億6,959万円、繰越金は3億2,429万円です。また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で歳入28億7,002万円、歳出27億3,844万円、繰越金は1億3,158万円です。

次回の定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、企画課所管の業務についてでございます。

まず、オリンピック時の町主催イベントですが、東京2020オリンピック競技大会、サーフィン競技期間中の8日間、保健センター前駐車場を中心にイベントを開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加される皆様の健康と安全を優先し、イベントを中止いたしました。楽しみにして下さった皆様には大変申し訳ないことと存じますが、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、総合戦略と総合計画を一本化した計画の策定についてですが、7月頃、基礎調査として町民1,000人を抽出しアンケートを発送する予定ですので、届いた方にはご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

まずは、非常に喜ばしいニュースをご報告申し上げます。

当町在住の大原洋人選手が、オリンピックサーフィン競技の日本代表に決定いたしました。大原選手は、5月末からエルサルバドルで開催されていた、日本代表予選を兼ねるワールドサーフィンゲームスで4位入賞を果たし、念願のオリンピックへの出場権を獲得いたしました。大原選手の快挙に対しまして祝福の言葉をお送り申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。

続きまして、7月1日から3日に予定されている千葉県でのオリンピック聖火リレーは、新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ、聖火リレー実施に代えて、セレブレーション会場において点火セレモニーを実施することとなりました。当町でも、聖火リレーの準備を進めてまいりましたが、町民の皆様の安全を第一として決定されたことであり、非常に残念ではございますが、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、都市ボランティアに関しましてご報告を申し上げます。

5月下旬にエリア別研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策として対面式での研修は行わず、テキストの配付及び個人での動画視聴という内容に変更をいたしました。なお、6月1日現在の活動希望者は77名となっており、約50名の方が辞退をされておりますが、運営上の支障はなく、活動場所やシフト等を調整しながら対応を図っていく予定であります。

続きまして、今後の予定でございますが、6月12日には都市ボランティアのリーダーシップ研修を行う予定であります。また、大会開催の祝祭感などを創出するために、JR上総一ノ宮駅東口や競技会場周辺に都市装飾を行うなど、7月25日から始まるオリンピックサーフイン競技大会の成功に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

続きまして、住民課所管の業務についてでございます。

国民健康保険の令和2年度の医療費であります。約9億6,000万円となり、前年度からほぼ横ばいに推移しております。繰越金は約8,400万円、基金につきましては約1億3,900万円の残高でありました。今年度につきましても、県との連携を図りながら、健全な事業運営の推進に努めてまいります。

次に、健康維持と医療費の適正化を目的とした特定健診ですが、新型コロナウイルス感染症の影響から、昨年度は9月に延期しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、例年どおり6月1日火曜日から6月9日水曜日の間、土曜日の健診日も設けて保健センターで実施し、健診受検率は35%でありました。

次に、福祉健康課所管の業務についてでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係です。

国内の新規感染者の数は全体として減少傾向にあるものの、インドに由来する変異ウイルスへの置き換えりや、一部の地域に見られる病床の逼迫など、依然として予断を許さない状況が続いております。本県においても、まん延防止等重点措置の実施が継続されており、町民の皆様には引き続き我慢の生活を願うこととなりますが、マスクの着用や手指の消

毒など、基本的な感染症対策の徹底についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナワクチン接種の関係であります。

先月25日火曜日に開始した65歳以上を対象とする個別接種の予約では、長生郡市予防接種予約受付センターへのアクセスが集中し電話が繋がらないなど、多くの皆様に大変ご不便をおかけいたしました。

この後に続く64歳以下等のワクチン接種では、今回の反省点を十分に踏まえ、皆様が安心して安全に接種を受けることができるよう、予約方法を含めよりよい体制づくりに努めてまいります。また、今回受付を行った65歳以上の皆様の個別接種の予約状況であります。当町では65歳以上の高齢者約4,000人のうち50%に当たる約2,000人の皆様ご予約をされ、先月29日土曜日から順次接種が開始されております。なお、長生郡市全体の予約状況は、65歳以上の高齢者約5万1,000人のうち47%に当たる約2万4,000人がご予約なさっております。

他方、急遽示された65歳以上の接種を7月末までに終えたいとする国の方針に少しでも近づけるため、町では、今月26日土曜日から8月1日日曜日までの間、毎週土曜日と日曜日に町内医療機関の医師や看護師など、関係者の多大なご協力をいただき、保健センターで集団接種を実施してまいります。この集団接種では約1,500人分の接種枠を用意しておりますが、ご予約いただく日を年代別に区切るほか、これまでのウェブとコールセンターでの予約に加え、保健センター内に用意する町民専用の電話16回線で職員が予約をお受けするなど、全庁体制で対応してまいります。詳しい内容は個別に郵送でお届けいたしますので、接種を希望され、まだ予約が取れていない方は、ぜひご予約くださるようお願いを申し上げます。

次に、介護保険事業の関係でございます。

コロナ禍の影響を受け、収入が一定程度減少した場合等に認める介護保険料の減免措置がありますが、昨年度に引き続き、今年度も実施する方針が国から示されました。これにより、介護保険条例の一部改正が必要となりましたので、今議会に議案として上程しております。ご審議賜るようお願いを申し上げます。

次に、子育て支援課の業務についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を実施いたします。ひとり親世帯には県による支給が既に開始されており、町においては、それ以外で令和3年度分の住民税が非課税である方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が非課税者と同様の事情にあると認められる子育て世帯の方を対象に、児童1人当たり5万円を支給いたします。

支給時期については、住民税確定後速やかに支給できるよう準備を進めてまいります。

なお、事業実施に伴う予算計上を、今議会において計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、産業観光課所管の業務についてでございます。

まず、農業関係について申し上げます。

町内の水田において甚大な被害を及ぼしているジャンボタニシの防除対策ですが、被害軽減や発生地域の拡大防止を図るため、水田での防除対策に加え、発生源である水路での貝の増殖を防止する対策に取り組むことが重要となっております。そこで、地域が一体となり行う総合的な防除対策に対し、昨年に引き続き千葉県緊急防除対策事業を活用し、被害軽減を目指す取組を支援いたします。なお、今年度は東部土地改良区内の約185ヘクタールの地域において防除対策に取り組みます。

次に、施設園芸関係ですが、安定生産や品質向上を図るため、生産者2名に対し、農業施設の新設や改修を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業による補助を行い、安定した農業経営に向けた取組を行っております。

続きまして商工関係であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援施策として、昨年に引き続き、いちのみや地域応援券を発行し、6月1日から各世帯に発送いたしております。今回は、町民お一人3,000円の商品券を配布し、家計支援及び消費回復を図ります。なお、これに併せ、町内宿泊施設を利用された宿泊者に対しても同様の商品券を配布し、誘客及び消費回復を図ります。

続きまして観光関係ですが、7月17日に開設を予定しておりました一宮海水浴場ですが、昨今の新型コロナウイルスの影響により開設を中止する自治体が相次ぐ中、開設を行った場合に多くの海水浴客が流入してしまうなど感染症対策が困難となるため、当町におきましても中止といたしました。

また、例年開催いたしております南九十九里はまぐり祭り、観光地曳綱、一宮川灯籠流しにつきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止することといたしました。長く親しまれた行事が中止となり残念でありませんが、感染症収束の折には開催できるイベントを再び実施し、観光客の誘致につなげてまいります。

続きまして、都市環境課の業務であります。

まず、建設関係ですが、今年度予定しております新設改良工事、道路維持工事につきましては、6月末に1回目の入札を行う予定であります。今後も、緊急性や優先順位に配

慮しながら、地域住民の要望に沿った予算執行に努めてまいります。

次に環境関係ですが、4月23日、25日の2日間、犬の狂犬病予防の集合注射を11か所、243頭実施いたしました。狂犬病は犬だけではなく人にも感染し、発症すると治療法がない病気であります。町内での発症を予防するため、今後も適正に事業を実施してまいります。

次に、例年5月末に実施しておりますゴミゼロ運動ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年に引き続き中止いたしました。

続きまして、教育課関係所管の業務についてでございます。

まず、学校教育関係でございます。

令和3年度小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校21人、一宮小学校86人、一宮中学校89人でありました。これにより、5月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校155人、一宮小学校510人、一宮中学校306人となりました。

続きまして、学校施設の整備でございます。

現在、感染症対策事業といたしまして、地方創生臨時交付金を活用し、小中学校トイレ等改修事業に取り組んでおります。こちらは和式トイレの洋式化や手洗い場の自動水栓化等改修を行うもので、翌年3月の事業完了を予定いたしております。小中学校では、日々感染症対策として徹底した衛生管理に努めておりますが、引き続き児童生徒が安全安心に学校生活を送れるよう推進してまいります。

次に、社会教育関係でございます。

社会教育関連の今年度の行事については、コロナ対策を行いながら公民館主催教室を6月から開催しております。また、文化祭や芸能音楽祭、成人式などの行事の開催については、今後、各実施団体と協議を重ね、本年度実施の判断について、7月中に公表していく予定となっております。

終わりに、この定例会には、専決処分に係る承認2件、報告2件、条例改正案6件、契約締結について1件、補正予算案2件、同意案1件を提案いたしましたので、よろしくご審議賜るようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第5、請願第1号 「一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業」の早期完成に関する意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元にお配りをしてあります請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと考えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田延子です。

それでは、「一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業」の早期完成に関する意見書の提出を求める請願について、お願いいたします。

令和3年3月12日。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

請願者、一宮1区在住、鵜澤良夫さんです。

紹介議員としましては、私志田延子、袴田 忍、小関義明の3名でございます。

請願の趣旨です。

この事業は、40年以上前から進められてきているが、未だ完成しておらず、現状、1区西に隣接する8区までその実線引きされた姿が見えるようになりましたが、その後足踏みが続いています。

我々1区民の多くは、こうした状況を一刻も早く打開し、早期にこの事業が完成することを願っています。つきましては、この趣旨をご理解いただき、関係行政庁に「一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業」の早期実現に関する意見書を提出いただきますようお願いいたします。

かつ1区民で線引き地域に関わりがある方、代替わりがあり、以前と大分その家庭の考え方が変化したお宅が見受けられるようになったように感じられます。

2、請願理由。

現在、一宮町民はコロナ禍で気持ちが塞ぎこみ、その憤懣やるかたない気持ちをどこに、

何にぶつけようかと、もがき苦しんでいると思われます。ぜひこの一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成がそのはけ口の一助になればと願っております。

いま、当事業の用地買収は8区まで進み、残るは我々1区だけのようですが、計画からかなりの年数が経過しており、1区民で線引きに関わりがあろう方も代替わりするなど、以前と大分その家庭の考え方が変化してお宅も見受けられることから、別添「趣意書」を各戸回覧し、1区民にその実現の可能性を問うための「賛同者名簿」「意見」を伺いました。

その際、「この道路整備事業の必要性」を以下だと論じました。

- ①学童の通学路の安全確保。
- ②見通しの悪い、ゆるいスラロームカーブでの交通事故防止。
- ③隣接睦沢町とのアクセス良好化。
- ④災害からの避難路の確保。
- ⑤消防車・救急車の緊急出動の効率化。

結果、賛同者署名は、計116名で、この事業の早期実現が地元1区民の願いだということがわかりました。

一宮町議会におきましては、こうした状況をご理解いただき、早期にこの事業が完成するよう本請願を採択のうえ、関係行政庁に意見書を提出くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 小安でございます。

ただいまの請願の趣旨よく分かります。当然私自身も早く開通しないかなと思っている次第であります。

また、当議会におきましても、他の議員から再三、早く開通せよという願いから、執行部に対していろいろ要望等を出しておりますし、また、今議会の中以外でも、議長会なり、他の首長さんたちの集まりの中でも、また、地元の政党、自由民主党の中からも随分活動をされております。

私はこの趣旨、当然私も早く開通してほしいなと願うわけですので、趣旨には賛成いたしますけれども、私が言いたいのは、この一宮バイパス線事業というのが県の事業であります。町の事業であれば、直接執行部にやれますけれども、これは県の事業でありますので、私と

しては、我が町の議会から意見書を県に提出するという事ではなく、県の事業でありますので、できれば県議会のほうに請願を提出するというのが、より効率的ではないかと考えております。

我が長生郡の中にも地元の県会議員の先生がおられますので、それを飛び越えて提出するというのはいかがかなと。当然、それは県民であれば誰でも請願は、誰でも県議会に対して請願が行えるわけですので、そういったことをすべきじゃないかなというふうに考えております。

そういったところで、どうしてこういう手順を踏んだのか、ちょっと教えてほしいなと思っております。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） これはもう本当に40年以上もたっていて、確かに、今小安議員のおっしゃることもよく分かりますが、様々な方たちにいろいろなアドバイスをいただきましたら、やはり住民がこうやって願っているということを、町を通して県のほうに言うていただくということは非常に大事なことだよということで、この1区の鵜澤さんもそういうことをお聞きになりまして、こういう請願を出させていただきましたので、ぜひこれは皆様も分かっていたらと思います。

本当に様々なことで、やはり住民がこうやって願っているんだということを表明するということはとっても大事なことだと思いますので、どうか皆さん、その辺のところよくご理解いただいで賛成していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 小安議員、よろしいですか、この答弁で。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 南総一宮線の事業に関しては、早く完成してくれというお話をしておりましたが、ちょっとこの中で、今の時点で気になった部分が、40年以上前の当初計画では都市計画が違っていたので、JRを跨線するような道路にするというような話だったわけで、この請願の中身だけで見ますと、どこからどこへ抜けるルート、どの部分なのかというのが分からないんですが、それがなくてもこの場合問題ないんでしょうか。その辺のところを確認させていただきたいんですが、もし必要ならば図面を添付するとかというような場面も必要になる可能性もあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） これは、今までにおいても大分ルートに関しては変更があつて、皆様にたしか何回かは住民の説明があつたと思います。そして、今やはりこういう状況になつては、最初の跨線橋というか、JRの線路を越えてというところは無理だとしても、皆さん、せめて国道に直結するところまで、途中までもうできているんですよね、本当に。皆様もご存じのように、GSSのところのあそこから、結局国道に抜ける道路なんですね。その辺のところは、ルートに関しては私も定かには言えませんが、もしお分かりになる町のほうの方がいたら、その辺のところをちょっとご説明していただけたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 志田延子君に申し上げます。

藤乗議員の求めているものと答弁が違うようですが、藤乗議員の質問と答弁が違うようですが、再度答弁をお願いできますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 藤乗さんが地図とかが必要だとかとおっしゃいましたので、それから、ルートが変わっているのは、説明会もあつたりしてお分かりになっていると思うんですけども、私にあとは何を説明しろというのかよく分かりませんが。

だから、その地図をとかというのは、もしできたら職員の方で分かっているんだつたらお話ししていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時36分

○議長（鶴沢一男君） 会議を再開いたします。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） これは、県のほうの所定の機関に提出されるものはずですから、県のほうで間違いなく、勘違いなくということですが、どういう区間について、請願として示されているものだと受け止められるのかどうなのかということをお聞きしたいので、その辺が問題ないのかどうなのかということだけお答えいただければいいんですけれ

ども。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 一応、請願者は町のほうの方たちにもご相談をして、このように提出してきましたので、私は問題ないと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 藤乗君、よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 「一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業」の早期完成に関する意見書の提出を求める請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定をいたしました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第6、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと考えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、8番、鶴野澤一夫君。

○8番（鶴野澤一夫君） 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採

択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内は省略させていただきます。

会長、秋田秀博。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

請願事項。

2022年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要

望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第7、請願第3号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと考えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） それでは、請願第3号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内は省略させていただきます。

会長、秋田秀博。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

請願事項。

2022年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2022年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、老朽化等による危険をともなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空

調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること。

8、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。など。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、請願第3号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第8、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承を願います。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（鶴沢一男君） それでは、通告順に従い、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。

私の質問は、長生グリーンラインの整備推進についてです。

せんだって、5月15日の千葉日報に、長生グリーンライン整備推進についての記事が掲載されました。国土交通省関東地方整備局は、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム（関東ブロック版）を策定した。県内は、茂原一宮大原道路（長生グリーンライン）や銚子連絡道路など整備を推進するとあった。これは非常にすばらしいチャンスでございますので、このことに関して、町としては、これからどのような対応を考えているかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森田都市環境課長。

○都市環境課長（森田正己君） 都市環境課の森田です。よろしくお願いいたします。

志田議員の質問に対しお答え申し上げます。

長生グリーンラインは、一宮町としましても、千葉県町村会を通じ長生グリーンラインの早期開通について引き続き、県に要望しております。また、地域高規格道路、茂原一宮大原道路建設促進期成同盟会におきましても、国会議員及び財務省、国土交通省に対し要望を行っております。

今後とも千葉県と連携を図り早期開通できるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 再質問ではございませんが、要望させていただきたいと思います。

圏央道のときにも、我々は2回ほどシンポジウムをさせていただいて、圏央道の早期実現を住民の人たちと一緒にお願いして、最初は講師に柳澤伯夫さんがいらしてくださいったり、また2回目は、その当時の県土整備部長の小池幸男さんが講演をしてくださいました。そういうことをやって、少しでも早くと思って、圏央道が割と早めに東金まで開通すること

ができました。

そして、確かに町村会とか議長会とか、毎年毎年その早期実現についての要望をしてくださっていると申していますが、住民にとってはそれが分かっていないんですね。やはりいろいろな方たちの経験をお聞きしますと、まずは住民の方たちが立ち上がってお願いしたほうが良いと思うよというふうなアドバイスを受けております。

ですから、町としても、例えば説明会なり皆さんのご意見を聞くとか、圏央道のときも建設促進の同盟会とかという方たちが本当にパンフレットを作って、チラシをまいたりとか、いろいろ様々なご高齢の役員の方たちがなさっていました。何か住民の方たちに目に見えるようなことをお考えいただければと思って、要望としてお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間程度経過しております。ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時10分の予定です。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大橋照雄君

○議長（鵜沢一男君） 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

私は、大きな題目で3つございます。それで1つずつやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1番ですが、馬淵町政の2期目を問うという題目でございます。

私の周りの方々などから、馬淵町政は何をやっているのか、あるいは何をしてくれるのかがちょっと分かりにくいから、議会を通じて分かりやすくするような方法を検討してくれという使命をお預かりしましたので、ここでちょっとお願いをしたいと思っております。

まず、1番の①馬淵町長は、町民の命を守るが最優先と思っておりますか。②2期目の公約の柱は何か。それを担う課、予算、いつまでに完了するのか。3番、1期目の財政政策（自

主財源確保)は、株式会社リアライズの株式放棄で今後どうなるのか。タイムラインで説明をお願いします。

以上3点、まずお願いしたいと思います。

○議長(鵜沢一男君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 大橋照雄議員のご質問にお答えを申し上げたく存じます。

まず、町民の命を守るを最優先と思っているのかということではありますが、そう思っております。

2つ目、公約の柱でございますが、公約という言葉は私は使っておりませんが、選挙に際して配布したビジョンに記したものの、それを公約に当たるものとしてご解釈いただいても結構でございます。

この公約の柱を担う課、予算、いつまでに完了するのかといったことではありますが、担当課、予算、タイムスケジュールについては、役場で様々な要素を勘案し、十分に検討した後でないとそうした問題ははっきり見通せませんので、私は選挙に際して皆様に差し上げた、私の考えの中では目指す方向性を示すだけにとどめさせていただきました。

3つ目、リアライズの株式放棄で自主財源確保という課題はどうなるのか。タイムラインの説明をということのご質問でございます。

3点目につきましては、リアライズの株式を放棄したことは、特に全体状況に影響を与えることはないと考えております。このリアライズの株式放棄後について、特に決まったタイムラインというものは、私どもは今有しておりません。

以上であります。

○議長(鵜沢一男君) 4番、大橋照雄君。

○4番(大橋照雄君) 再質問をお願いします。

4番というのが1つあったんですけれども、これ抜けちゃいましたので、これ追加で質問します。

次期総合計画について。これちょっと担当課が違ったものですから、別の用紙で来ちゃったものから。町長は町民協働をうたっていますが、総合計画の作成を町民とつくる考えはないか。これを追加します。

そして、再質問なんですけれども、まず命の関係なんですけど、私が再三質問してきました

が、防災課あるいは危機管理関係の課あるいは室、こういうものが一切この一宮町には設立されておりません。それで、これは命を守る重要な部分の仕事の課、あるいはその係は全く示されていない。それで重要な最上の仕事であるということが言えるのかどうか、私はお聞きしたい。

そして、秘書広報課が重要だから、町長は秘書広報課を設置したと。しかし、防災課あるいは危機管理課あるいは危機管理室、そういうものは設立していないということは、私は常識的に考えて必要じゃないというふうに解釈しちゃうんですが、その辺はどうなんですか。

また、2番目の公約は使っていない、そういう説明でしたが、一応選挙で皆さんに訴える場合は、大体公約だというふうに有権者の方は捉えると思うんですが、なぜ馬淵町長は公約というものを使わないのか、これがちょっと分からない。例えば言葉が嫌いとか、あるいは約束を守れないから使いたくないとか、そういう理由なのかどうか、まずお聞きしたい。

それから、検討してからという言葉を言っていますが、考えがあるのなら当然計画がつけられるはずなんです。それが、その計画などが無いということは、単なる選挙用語でお使いになって、その後は当選したらそれで終わりですよということなのか、その辺をお聞きしたい。

あと、方向性を示してからということをおっしゃっていますが、その方向性とはどういうことなのか、これの説明もお願いしたい。

それから、リアライズの株主放棄なんですけど、全体に与える影響がない。そういうふうにおっしゃっています。全体に与える影響がないということは、事業をやる意味がないというふうに解釈ができるような気がするんですが、その辺はどうなんですか。全く影響がないというんなら、やる意味もないというふうに私は受け取っちゃうんですが、その辺はどうなんですか。

以上、お願いします。

○議長（鵜沢一男君） よろしいですか。

大橋照雄君に申し上げます。

項目順ごとに質問する場合に、ただいまみたいに4点目が漏れた場合には、次回以降は棄権というか認めませんので、今回は認めます。したがって、答弁は④からお願いいたします。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 大橋議員の総合計画に関するご質問にお答えいたします。

昨年12月議会での藤乗議員のご質問でもお答えしたところでございますが、次期総合計画

は、国の地方創生交付金等を活用して様々な事業が展開できる一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一本化して策定することとしております。

先般、入札により、総合戦略策定支援業務の事業者を決定し、現在、スケジュールや方針等の調整を行っているところでございます。また、5月には一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員の公募を行った結果、委員を決定しております。

今後、先ほども町長の行政報告にもありましたとおり、町民アンケートにより町民の皆様のご意見を広く伺い、あわせて、これまでの総合計画に対する自己評価のご意見なども参考の上、学識経験者並びに町議会議員、町内の各種団体、公募による町民の代表から成るまち・ひと・しごと創生有識者会議での協議等を経て計画案を作成いたします。その上で、計画案を町ホームページなどで公表するとともに、パブリックコメントも行うなど、コロナ禍という制約はございますが、極力、町民の皆様から広くご意見をいただきながら、計画を策定してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再質問の答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 防災課についてのことについては、もう以前に答弁を申し上げましたので、重複は避けさせていただきます。

私は、お命をお守りする、お暮らしをお守りするというのは、非常時だけのことをおっしゃっていらっしゃるように私は承りましたが、平時のお暮らしというのが99.9%だと思っております。この平時のお暮らしをお守りするということも行政の大事な役目であります。ですので、全ての町の業務を防災一点に集中するというのは、これは私は逆に平時での皆様のお暮らしをお守りするという業務から撤退するということになりますので、私はそういったことは考えておりません。

様々なものを、バランスを取りながら、しかし一朝事あったときには必ず皆様のお命をお守りする。そういう手だてを考えて、そしてお暮らしの再建をお手伝いする。そういうふうな展望を持って防災には当たるということではありますが、一方で、平時で福祉、インフラの整備ほか、様々なことで皆様のお暮らしをお守りするのも大事な任務だと思っております。

さて、公約という言葉、私はかつて、もうお忘れかもしれませんが、各政治家が公約を掲げて、かなり大きなことを掲げながら、それが当選後なかったことになってしまうということがたくさんございました。そのことがあって、私は公約という言葉がどうもほこりにまみ

れたというか、意味がなくなってしまうなと思って使わなくなった、使いたくないなと思ったきっかけであります。これは以前、藤井幸恵議員が本議会で私にご質問いただいたときにお答えを申し上げた次第であります。そういうことであります。

しかし、私なりに政治家として、この町をこういう方向へ、こう持っていきたいということはお示ししないと、私が信を問わせていただくときに、皆様に十分なご判断の材料を差し上げるようになっていないということになりますので、私はこういうふうに考えますということをお示しいたしました。先ほど申し上げたとおり、公約というふうな言葉でお考えになられるということであれば、それは特に差し支えがあるわけではありません。

どうして徐々にであるのか、独自の計画を出さないのかということでもありますけれども、例えばこのコロナを一つ取ってみましても、オリンピックというものがちょっと並行してありました。オリンピックについては着々と準備が進んでおりましたが、コロナの到来で一切、大橋議員もご存じのとおり混乱してしまって、今日なお見えないところが多くなる。

実際に政治の場面で行政を行っていくという現場においては、考慮要因は膨大にございます。そういう中で、自分が主観的に考えるタイムスケジュールだけ出して、こうやりますとお約束するのは、かえって私は不誠実なことになると思っております。ですので、不誠実なことはしたくないと思いますので、こういうことを目指して努力したいという形で示させていただきます。

方向性というのは、今申し上げたことでほぼご理解いただけると思いますので、それに代えさせていただきます。

それから、リアライズの株式を放棄したことで、それが町の収入の増大にどう影響するかということでもありますけれども、私どもは、リアライズの株式を持っているということが町の収入増になるというふう考えたわけではありません。リアライズの活動を通じて、リアライズのそのものの活動、また、リアライズの家作に入居している各事業者の方、そういう方の経済活動が活発に展開されることを通じて、町へ、まずは直接的な経済的な潤いがある事業の拡大でやってくる。さらにはそれが町税という形で町の収入として町の財布のほうへ頂けるようになる。そういうことを考えていたわけで、この株式を譲渡しても、一宮リアライズはご存じのとおり一宮に立地して活動をさらに展開する予定でありますので、特にマイナスの展望を持っていないということでもあります。

以上であります。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） まず、公約の方向性なんですけれども、よくどういう方向性なのかが説明が不十分で、町をどういうふうにするからどうするという、そういうものが掲げられていないので、町民の方が、馬淵町政は何やっているんだかよく分からない。どうしてくれるんだというのを盛んに言ってくるんだと思うんです。この方向性というものの説明がまだないので、それをもう一度、もし具体的にあるのであればお願いしたい。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先般、私は当選をさせていただきました後、町の広報に、新しい私の2期目に当たっての抱負として述べさせていただきました。簡明な日本語で記してありますので、どなたでもお目通しいただければご理解いただけるものと思います。まずはそちらをご参照いただければとお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いいたします。

○4番（大橋照雄君） 2番、サーファーの死亡事故多発。

一宮海岸で、4月、5月と続けてサーファーの死亡事故が発生している。不幸にも亡くなった方の1人は、海岸浸食で設置された消波ブロックに挟まった状態で発見された。消波ブロックは公共工事の構造物であり、これに挟まったことが死亡原因ではないかと私は思います。町は海岸管理を県から移譲されているので、次の点について伺う。

1番、町は海岸管理の上から責任はないのか。

2番、町として必要な対策は検討したのか。

以上、2点をお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森田都市環境課長。

○都市環境課長（森田正己君） 都市環境課の森田です。よろしく申し上げます。

大橋議員の質問に対しましてご回答いたします。

一宮海岸での事故に関する責任と対策についてのご質問については、過去にも離岸流のご質問について回答させていただいておりますが、各自で気をつけていただきたいと思います。ヘッドランドの入り口に危険注意看板や離岸流への注意喚起看板を設置して対策を行っております。また、注意喚起のパンフレットを小中学校、海の家、サーフショップ等に

も配布しております。今後も注意喚起の強化を努めます。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 今のご答弁ですと、まず自己責任だよということが強く表に出ていますが、一宮町はサーフィンと生きる町という看板を掲げて、サーファーにどんどん来てほしいというような行動を取っています。しかし、その危険なところの部分については、看板が、ヘッドランドの付け根だけあって、それを見落とす人がいっぱいおりますので、それでは行き渡らない。もしそういうことであれば、インターネットとか、あるいはコンビニとか駅とか、そういうところに、一宮町の海岸は非常に危険だと、しかしスリル満点なので、サーフィンを楽しんでくれと、そういうような内容の看板を表示すべきじゃないかなと、私は個人的には思うんです。

それで、今度の熊谷知事も、人命を最優先とする、そういう政策をしていきたいという知事が新しく替わりました。したがって、知事の替わったことによって対応が変わるかもしれませんが、もう一度、命を最優先と考えるのであれば、何らかの形で県に対策を求める。これがやっぱり町として絶対必要な条件だと思うんです。だから、もう一度、知事が替わったので、再度対策を検討するように交渉してほしい。

やり方としては、まず消波ブロックに関して、テトラポッドなので、ここに吸い込まれるということは十分考えられます。だから、このテトラポッドに吸い込まれないようにするのを、まず簡単にできる方法を私は考えましたけれども、網をかければそこには吸い込まれない。そういうことです。だからそういうことを検討したらどうですかと、私はここで申し上げます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ただいまは再質問として理解してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森田都市環境課長。

○都市環境課長（森田正己君） ただいまのインターネット等で注意を施すというか、駅とかパンフレットという再質問でございましたが、注意喚起につきましては、町のホームページ等で注意喚起をする予定であります。

2番目の質問のテトラポッド等に網かけというお話ですけれども、網かけ等の有効性等、

ちょっと検証されていないため対応が難しいと思いますので、今後も注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はございますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） そうすると、町としては具体的な方法を検討しないで、そのままにしておきますよということによろしいんですか。インターネットは配信するというその話はお聞きしましたがけれども、その消波ブロック、要するにテトラポッドの吸い込み事故は、私が提案したやり方で検証してもらいたい。かなり有効に働くと思いますので、私はこれを経験とかいろんなあれから申し上げていますので、ぜひそれを、命を大切にするんであれば、ぜひ検討してほしい。そういう要求をします。それで終わりにします。

○議長（鵜沢一男君） 大橋照雄君、再々質問ということによろしいですか、今の。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

森田都市環境課長。

○都市環境課長（森田正己君） ただいまの県のほうに要望していただきたいというお話でしたけれども、町としましては、今後とも注意喚起を行っていく、先ほども回答したとおり、注意喚起を行っていきますということで回答させていただきます。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いいたします。

○4番（大橋照雄君） 次の質問へ行きます。

新型コロナウイルス第4波について。

国は対応を地方に任せた状況であります。地方の自助が求められています。自治体の取り組み方でかなり格差が生じると私は思っております。

そこで、次の点を伺います。

まず1番、早期発見・早期治療に有効と思われるPCR検査器の導入を考えてはいないか。

2番、ワクチン接種は町民の安心・安全の要となると思う。接種の予約の受付は、町としてどのような方法を検討したのか。また、長生郡市で協議したのか。現在、電話予約が全く取れないとか、そういう状況がありまして、それぞれの市や町で、それぞれの工夫を凝らしてうまくいきましたよという情報も出ております。そういうのを参考にすべき、あるいは

そういうことを考えるのが、私は行政として必要じゃないかと、そういうことを申し上げたいのです。

3番目、長生郡市には感染者の患者を受け入れる病院がない、正式の病院がない。町は軽症者や無症状者に対応する宿泊療養施設の用意を考えてはいないか。

4番目、コロナウイルスを消滅させる方法がメディアで幾つか紹介されている。この方法を取り入れることによってウイルスをある程度消すことができる。そういうことを考えたらどうだろう。町のほうとしては、その方法を把握しているのか。また、導入を考えているのか、それを伺いたい。

5番目、上総一ノ宮東口工事の契約の差額金、あるいは昨年多くの事業が中止になった。また、町三役の給料及び議会議員の報酬減額などで、概算で幾らお金が、減額等がまとまって幾らになったのか。また、この減額分でコロナの対策を考えてはいるのか、その点をお聞きします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、コロナ関連のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のPCR検査器導入の関係です。

議員ご質問のとおり、コロナ感染者の早期発見・早期治療には検査体制の確保が重要と認識しております。しかし、町は保健所のように検査を行う機関ではありませんので、町が検査器を導入することはありません。現状では、多くの皆様に、より早くワクチンの接種を受けていただくことのほうがより重要であると考えております。

続きまして、2点目のワクチン接種予約方法の関係です。

長生管内7市町村では、医療機関に予約が殺到し、現場が混乱することを避けるため、長生郡市予防接種予約受付センターを開設いたしました。しかし、他の地域での事例を見ると、予約開始当初はアクセスが集中し電話がつながりにくくなることが想定されました。そのため、管内市町村では予約が取れない不安を取り除くため、速やかに集団接種を用意し、対象の方に周知することといたしました。

町では、町内の医師や看護師など関係者の多大なご協力の下、集団接種を用意し、先月27日から防災行政無線でお知らせしております。

なお、今回の反省を踏まえ、集団接種では予約の受付日を年代別に分けるほか、町民専用

の電話16回線を用意するなど、対応を強化いたします。

続きまして、3点目の宿泊療養施設の関係です。

これまでもお答えしたとおり、コロナ病床の確保は感染症法等の規定により県の役割とされておりますので、町が独自に病床を確保することはございません。本県では、県の健康福祉部が主体となり計画的に病床を確保しており、さらに病床逼迫を防ぐため、症状が軽快した患者用の後方支援病院についても強化が図られております。

続きまして、4点目のウイルスを消滅させる方法の関係です。

これまでに、光触媒や深紫外線、低濃度オゾンなど、様々な技術がメディアで紹介されておりますが、まずは定期的な換気など基本的な感染症対策が重要と考えております。直ちに導入する考えはございません。今後の検討課題としたいと思っております。

最後に、5点目の余剰金を活用したコロナ対策の関係です。

初めに、昨年度の余剰金は、上総一ノ宮駅東口関連の余剰金が約9,200万円、特別職給料及び議員報酬の減額分が約740万円、コロナ禍による中止事業等の余剰金が約9,100万円、ここから特定財源約1億2,000万円を差し引くと、約7,000万円の余剰金となる見込みです。

なお、町はこれまでも、コロナ対策として必要な事業は適時実施しており、余剰金があれば実施する、あるいはなければ実施しないという考えはございません。今後も国の財源なども活用し、余剰金の有無にかかわらず、必要な対策は適時適切に講じてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） また再質問でお願いします。

最近の報道で、いすみ市は独自にまた対応の仕方を変えました。集団接種の市のほうから市民の方に連絡する方法に急遽変更しました。これは市長さんの采配で行ったというふうにお聞きしています。

一宮町もそういう切替えの考えは取れないか。そして、高齢者の部分はもうそろそろ終わりに近づいているかもしれないので、次の65歳未満の方々に対して、そういう行動を取ったらどうなんだろう、そういうことが私は考えることができないかと、まず提言します。

そして、集団接種は最初からやっぱり考えておくべきでしたね。後で集団接種になったという、もう電話が混み合う、インターネットが混み合うというのは十分想定できることなの

で、そこを想定して考えるのが行政の手腕だと私は思います。これはこういう考えが、要するに町の体制、よく子供たちにアクティブな教育を求めています、今の一宮町のこの行政の体制ですと、ウェートの町行政という感じですね。これでは子供たちに示しがつかない。もっと積極的に町側から行動するような、そういう行政でなければ、今後サバイバルの時代に突入するような、時代に生き残る行政とはなり得ないと私は思っておりますので、非常に危惧しております。

そして、また予約に関してちょっと嫌なニュースがありまして、私のところにもいろんな方から問合せや、怒っている方もいらっしゃいました。その内容はご存じだと思うんです。この間、町長は、医師会のほうの力が非常に強くて、なかなか行政の思うようにはいかないような説明がありました。そういう説明を聞いていても、やっぱりああいう裏口みたいな、そういう予約の受付の仕方は非常に不公平ではないか。そういうことが感じられるような行政なのか。そして、それを茂原の副市長が謝っているんですね。確かに文書が不適切で申し訳なかったと。一宮町は、行政は悪くないんだよというような、そういうような町長の説明がありました。

しかしこれだと、茂原市が謝っているのに、一宮町はそうじゃないんだよというような形の説明があったこと自体、ちょっとちぐはぐじゃないかなと。もしかすると、一宮町は茂原市に丸投げでお願いしたのかなというふうな、そういう考えも私は頭の中にちらちらと映っちゃうんですが、これは今後どういうふうに茂原市に対して働きかけるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

初めに、今後進めてまいります65歳未満の方への接種でございますが、現在のところ、予約方法を含め具体的な方法は決まっておりません。今回の反省点を踏まえ、関連市町村や医師会など関係機関と協議の上、よりよい方法を検討してまいります。

また、現在行っております65歳以上の方への接種であります。こちらは、これまでに個別接種を予約された人数、これに来週から受付を始める集団接種、こちらの人数を合わせると、町全体の9割近くをカバーできる見込みでありますので、これから予約方法等を変更することは考えておりません。

また、医療機関が直接予約を受け付けているという件でございますが、こちらは、今回行政が用意したものと別に、医療機関の皆様が使命感の下、予約を取ることができなかった

かかりつけ患者用として用意くださっているものと認識しております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問がありましたらお願いいたします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁ですと、要するに医療機関が独自の考え方で行動しましたと。行政のほうの指示ではありませんよということをお願いいたしませんでしょうか。だとすると、茂原市のほうは、私たちの文書はちょっと不適切だったよと、そういうような内容で謝罪しています。この間、長生村の村議会に出席したときも、長生村の担当課長が、やはり文書がちょっと不適切だったようですということ、謝罪まではしていないんですが、認めたような発言をなさっているんです。そうすると、一宮町と長生村と茂原市ではちょっと見解が違っちゃうような気がするんで、その辺の整合性はどうなんでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問の答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 現在、個々の医療機関で、私ども行政からお願いした枠組みとは違ったところで接種いただいていると、そこでご予約をお取りいただいているという例が実際にあるかと思えます。実は、これは先般全体会議でも申し上げましたが、お医者様は医療従事者としての権限、第三者によって侵すことできない権限をお持ちでいらっしゃいます。そのご判断で、ご自身の患者さんにワクチンを接種するというのは、お医者様の固有の権利でございますので、これは行政がやっているものとは全く別個とお考えいただくべきところだと思います。

しかし、私を含めて一般に行政がお願いして、お医者様に行政のほうから依頼を申し上げて全部やっていただくんだと、当初そういうふうな理解であったわけですが、私も含めてそういうふうに理解しておりました。しかしそれは、実はこの日本での医療の在り方の本質的在り方からするとずれている、私どもの理解がずれていたということでもあります。お医者様の権限というものは、これは厳然としてあって、私ども行政がどうこうという、そもそもそういうものではないというところでもあります。そこでまずは、そうした接種を行っていただいているということでもありますので、ここはお医者様の権限であるということでお認めいただければと思います。

もう一つは、その茂原市から出した文書云々ですけれども、これも先般ご説明申し上げた

んですけれども、初期の段階で一定数だけ4病院にだけ届きました。その段階では、郡市内の様々な医療機関のほうで十分それを分配して、接種をする体制が全く整っていなかったわけでありまして。それがもう届いてしまった。しかも国のほうからは、高齢者への一刻も早い接種をとということで、背後を押しそういう指令が出ました。その中で、この4病院を中心に入院患者の方々、あと高齢者施設の方々、そういったところをまず接種をお願いしたい。これはもうほかのところで接種ができないものですから、その4病院をお願いを出したということでありまして。そしてまた、残った場合には、これは無駄にすることはできません。そこで、その4病院の権限の範囲で、ご高齢の方に接種をお願いするという手紙を出したというものであります。

今のように全くいろんなところで接種する体制が整う前の段階でございますので、その段階では、この届いたワクチンを有効に使うって接種率を上げるということでは、これ以外のやり方がなかったということも事実であります。ですので、皆様に誤解を差し上げたという点でおわびをする余地はあろうかと思っておりますけれども、万やむを得ない措置であったというふうにご理解いただければと思うところであります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 以上で答弁を終わります。

（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 小 安 博 之 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、6番、小安博之君の一般質問を行います。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 私からは1点、ヤングケアラーというものに対して質問させていただきます。

まず、この横文字というか、ヤングケアラーという言葉なんですけれども、家族の世話や介護を担う子供さんのことをヤングケアラーと申しまして、数年前から徐々にではありますけれども浸透してきた言葉かなと思います。このヤングケアラーは、子供さんが家族のいろいろ世話をするんですけれども、それは大変感心なことではありますけれども、それがあまりにも過酷でありますと、子供ならではの時間、例えば遊んだりとか勉強、そういったものが制限されるようなことでは大変問題かなと思います。

政府が、4月ですか、今、初めて中高生に対してその実態調査を行ったそうです。その結果が4月に公表された。そういったことがありまして、メディアのほうでもちょこちょこヤングケアラーという言葉が出てくるようになったと理解しております。

また、この5月17日、私は見ているのは毎日新聞なんですけれども、17日に厚生労働省、その他、文科省から、家族の介護、世話を担うヤングケアラーの支援策に関する報告書が発表されました。

また、このヤングケアラーの背景というのは、少子高齢化、核家族の進展、共働き世帯の増加、最近では家庭の経済状況の変化といった様々な要因があると思います。ましてや、今このコロナ騒ぎでそういった家庭が増えていってはほしくないし、増える可能性もあると思います。非常に危惧しております。

また、さきに言いましたこの報告書では、今後取り組む施策といたしまして、まず、自治体による独自の調査を推進し、早期発見に対応していく、べきだと。あと、学校におきましても、当然そういった家庭を把握する取組を考えなくちゃいけないと。また、3つ目として、児童委員や子ども食堂など、地域や民間でこのヤングケアラーというものを把握する取組が必要ではないかと。また4つ目、SNSを活用した相談支援体制の整備が必要ではないかと。5つ目、幼いきょうだいの見守りや、家事に追われる子供がいる家庭での家事支援サービスを考えなくちゃいけないんじゃないかと。また、6つ目として、2022年から2024年度をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間として、中高生の認知度5割を目指すとなりました。

この話は、今回、地域の民生児童委員さんから、いろいろ実際そういう家庭があるということで相談を受けました。そういったことで、まずこの町に、執行部のほうにも、実際一宮町にもそういった家庭があるということ、まず認識していただきたいということが第一の趣旨であります。

そこで質問させていただきます。

町において、私が今申しましたヤングケアラーに対して、まず実態をある程度調査とかしているのか、もしくはある程度そういった実態が理解しているのかということ、まずお伺いしたいと。

もう一つ、もしそういった家庭が認識してあるのであれば、今、町としてそういった支援を考えている、もしくはもう既に取り組んでいることがあるのかといったところをお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） 小安議員ご質問のヤングケアラーについてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家族内のことで問題が表面化しづらく、子供自身やその家族に認識が乏しいため、学校や行政でも実態把握が難しい事案です。加えて、近年急激に認識が高まってきた問題であり、明確な判断基準がありませんでした。そのため、町でも実態把握について、これに直接対応する情報取得の体制は組んでおりませんでした。

そのような中、現在町では、学校の欠席、遅刻が多い、宿題ができていない等の学校生活の状況や、面談、家庭訪問、アンケート、行政の子育て相談等、従来の子供の福祉に関する情報取得によって、実態把握を現在行っているところです。

次に、町の支援についてですが、児童委員等の外部からの情報、子供の行動を注意深く見守るなど、問題となる家庭の早期発見に努めるとともに、該当の家庭については必要としている支援を調査した上で、学校でのカウンセリング、利用できる行政サービスの提供を、教育課、福祉健康課、子育て支援課で連携して対応していく考えです。

加えて、啓発事業により、子供と保護者のヤングケアラーに対する認識の向上を図るとともに、子供や家族の変化にいち早く気づけるような体制を、地域と一体になって構築できるよう、今後検討してまいります。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 答弁ありがとうございました。状況はよく分かりました。

先ほど質問の中で申しました、4月に公表した国の実態調査によりますと、世話をしている家族がいると、お子さんが誰か家族の世話をしているという回答をした子供は、中学2年生で、少ないかもしれませんが5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果でありました。その中には、世話をしているでも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子供が半数いる一方で、家族への世話をほぼ毎日している中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話

している中高生が約1割存在するという結果でありました。本人にヤングケアラーという自覚がないものも多く、子供らしい生活が送れず、誰にも相談できずに、日々一人で耐えている状況がうかがえるものであります。

一宮町におきましても、人口減少化施策として、若い世代を中心とした移住定住支援や、子育て支援を行っておられますが、このようなヤングケアラーの家庭を早期に発見し、必要な支援を行い、未来を担う全ての子供たちに夢と希望が見つけられるよう、また、来年度に向けて関係各課、国では新しいこども庁というのを創設するに向けた、そういう話もありますけれども、我が一宮町におきましても、小さい子供から中高生ぐらいまで含めた健全な立派な子供に育てていただけるように、こういった家庭がもしあればできるだけ健康に立派な子供に育てていただけるような体制を取っていただきたいというふうに、今回、質問の場でございますけれども、要望という形になりますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（鶴沢一男君） 以上で小安博之君の一般質問を終わります。

ここで10分程度休憩といたします。

会議再開は11時15分で予定をしております。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

3つの質問を1件ずつ分けて進めさせていただきたいと思うんですが。

○議長（鶴沢一男君） お願いします。

○12番（藤乗一由君） では、1件目です。防災・災害対策についてです。

防災・災害対策の現状と今後の対応、これはコロナ対策ですとか、オリンピックへの対応も含めてということですが、これに関して伺います。

近年、気候変動により台風の襲来時期の予測が大変難しい中、コロナ問題やオリンピック

などの対応にも不測の状況が続いております。これらに関して、以下の4つの小項目についてお伺いします。

1つ目ですが、災害時の迅速で正確な情報の伝達、広報というのは大変重要な中で、今後デジタル化を見据えた防災無線、あるいはそれを利用するスマホでの情報の利用の状況、あるいは今後の伝達が的確に行えるかどうかという見通しについてお伺いします。どのような状況であるかということです。

災害時に向けまして、町からの情報が町民の皆様に適切に伝わるかどうかということはとても重要なことですから、今後防災無線のデジタル化を進める中で、現状ではコストの面から見ても、スマホでの利用拡大を極力進める必要があります。

2つ目ですが、災害時の防災用品・資材等の管理と利用、これについて。また、そのときの対応は効率よく行うことができるように管理されているのかということについてお伺いします。

現在、旧一宮保育所が防災倉庫のような状態になっていますが、実際の災害時には避難所となる場所に適切なものが十分に備蓄されていることが望ましいはずですし、効率よく速やかに対応できるはずで、その辺のところ、今、旧一宮保育所の現状と併せて、どのような状況なのかということについてお伺いしたいです。

3つ目ですが、町内の危険箇所、これは危険な斜面とかがそれに当たりますが、この危険箇所、そういったものについての住民への説明、理解、これが現実の災害時、台風ですとか大雨があったりとかという場面での対応に、十分住民の皆様が理解した上での行動ができるのかどうかというようなことについてお伺いします。

住民の皆さんには、実際の台風の際などには、いろいろ家庭の状況とかもあると思いますので、うっかりですとか、あるいは行政では伝えているつもりでも伝わっていないというような場面も十分にあり得ると考えられます。

4つ目ですが、オリンピック、コロナ、台風、その他の複数の条件が重なった場合、この対応についての計画、準備、こういったものは実際につくられているのかどうか。ある程度考えられているのであれば、その内容についてもお伺いします。

以上、ご回答をお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの藤乗議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、防災無線やスマホでの情報利用・伝達の現状、見通しはどのような状況かということでございますが、災害時の情報媒体としては、防災無線、ホームページ、電子メール、防災アプリ、フェイスブック、ツイッターがございます。これらへの情報発信は、令和元年度に県内でも先駆けて導入された、多メディア一斉配信システムによって、一括で送信が行えるようになっております。

スマートフォンでの情報利用については、広報いちのみやで定期的にお知らせしているほか、新しく転入された方には、手続の際に防災アプリの案内を配布し普及に努めております。また、高齢の方につきましては、例えばマイナポイントの登録の際に併せて説明するなど機会ごとに地道な普及に取り組んでおります。また、今後新型コロナウイルスが予防接種などが普及して収束した際には、防災アプリインストール説明会などの開催を検討していきます。

2つ目の防災用品・資材等の管理と利用、対応は効率よく行うことができるのかという質問でございますが、災害時の防災備品につきましては、避難所開設に必要なパーティションや毛布について、避難所に設置してある防災倉庫に保管しております。また、非常食については役場で保管をしてございます。災害時には速やかに供給できるように、日頃から備品の更新管理に努めております。

3点目の町内の危険箇所についてのご質問でございますが、令和2年3月31日に、町内で土砂災害危険地域が47か所指定されてございます。41か所が今回追加で指定されたものでございます。これにつきましては、県と合同で当該地の所有者など、関係者を対象に説明会を実施いたしました。指定箇所については、県のホームページやハザードマップで公表されており、確認することができます。土砂災害危険地域の危険性の周知などについては、先進地の事例などを参考に、有効な情報発信方法を現在検討してございます。また、今後新たな箇所が指定された際には、県とともに丁寧に説明を行ってまいります。

4点目の災害の複数の条件が重なった場合の対応、対策についてでございます。

コロナ時の避難所運営につきましては、昨年度職員を対象に訓練を行い、マニュアルを策定いたしました。

オリンピックのサーフィン競技開催中の台風対応でございますが、台風につきましては、事前に襲来が予想できること、サーフィンという海を競技会場とする特性上、避難が必要な台風の接近であればその日の競技が中止になると考えられます。開催中の津波、地震などに対しましては、観客の一時避難などは組織委員会が中心となり対応することとなっております。

ますが、町でも今月中に、オリンピック会場近辺の約700人程度収容可能な高台の所有者と、一時避難場所の協定を締結する予定でございます。

こういったことで対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいまの答弁に対しまして再度お聞きしたいと思います。

先日、コロナワクチン接種の申込みのためのスマホアプリ講習を行っているというところを見まして、こういうときに防災アプリのダウンロードも、これは説明していただいて進めていただいたらいいのと思って見ておりました。この時点では、大変、来ていた方が多かったです。なかなか難しい状況だったとお聞きしましたが、また、ほかの場面でもどんどん進めていただけるほうがよろしいかと思えます。

このアプリの普及、あるいは新しい避難情報の呼称に変わりましたが、これを住民の皆さんに十分認知していただく、あるいは利用していただくためには、まずはスマホの利用が非常に少ない方、あるいは利用が苦手と考えられる方、高齢者に非常に多いと考えられますが、こういうような場において、こういう方々が集まるような場においてアプリの導入を促すような活動を行うということが必要だと思いますが、これは町でできる範囲で、今進めているというお話がございました。

そうしましたらば、さらにこれを進めるために、訓練としての避難情報発信というのを実際に行うというのにも必要かと思えます。また、このスマホアプリの利用につきまして、モニターという形でやっていただいて意見も聞くという形、例えば各地区の区長や役員さん、あるいは班長さんなどに依頼しまして、こういうモニターをやっていただくと。モニターというのは、先ほど言いました訓練としての避難情報発信というような形でのJアラートの訓練のような、こういったことをすることで、実際にスマホアプリでの受信の勝手についてお聞きする、あるいは防災無線の現状の使い勝手ということも併せてお聞きするというようなことができると思えます。

こういったものを計画的に連動させて、これから台風災害などの時期になりますから、それ以前の時点で、情報の発信と受け止め、受信というのが速やかに、しかも正確にできるようになっていく。そういうふうに進めていただきたいと思います。

避難情報の呼称が変わったということを中心として、そうした訓練というものを考えていただくといいんではないかと考えます。それについて、どのような考えかお聞きしたいと思います。

もう一つですが、危険箇所、これにつきましては、町でマップを作りまして配布しているというのは承知しておりますが、それぞれの地区の人々が常にそれについて意識していられるかどうかというのは疑問な点もあつたりします。実際に高齢になってしまって、それどころではないという言い方は変ですけれども、状況が変わってしまってなかなか大変だということもあるでしょうし、代替わりしてしまった、あるいは空き家になってしまったので、その家の人は分かっていたんだけどというような状況が起こるということもあります。

そこで、例えば、このマップを地区ごとのマップ、拡大版ということになりますが、こういったものを作っていただいて、年間の中で定期的に回覧をします。それで各区長、あるいは場合によっては役員や班長さんのところにもそれぞれで保管、できれば掲示しておいていただくということで、常に意識してもらえるようにするというような対策、これも進めていただくほうがよろしいんではないかと。私有地の場合が多いですから、それ自体を、原因を取り除くというのは難しい場面が多いと思います。ですから、できるだけ被害が少ないように、人的被害が少ないようにというふうな形で、そういったことに当たっていただけないんではないかと思えます。これについてもお伺いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 再質問の1点目、避難情報の呼称が変わったことによる情報発信の訓練等、それからアプリのモニターを依頼、意見を求めてはどうかというお話でしたが、情報発信の訓練についてはちょっと今後また検討させていただきたいと思えます。災害情報の呼称の変更については、次のトマト便で全戸にチラシを配布して周知をするところでございます。また、モニター制度につきましても、今後検討させていただきたいと思えます。

それから、危険箇所の住民への周知の件でございますが、町内にある危険箇所を含む対象の区の住民の方を対象に啓発するチラシを、同じく次のトマト便で回覧する予定になってございます。また、先進地の事例を参考にしながら、定期的な注意喚起を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） これは再々質問ではありませんが、ぜひ検討するということですので、これからの災害時にかかる前に何とかしていただきたいと思います。

それでは、質問の2件目に移らせていただきます。

オリンピック後につなぐ町の事業振興と今後のまちづくりへの取組についてお伺いします。

1つ目としまして、コロナ問題に関しましては、令和3年の秋冬以降に、これはまだ想定は見込めませんが、徐々に安定していった場合には、この場合、町内あるいは町外からの人の流れを増加していくということが町の活性化に必要な場面が出てくると思いますが、これに取り組むということが重要な課題となるでしょう。そのための対策というか準備、こういったことをどのように考えて、現在どう取り組んでいるのかということについてお伺いします。また、それに取り組むからには、どのような想定で効果がどれだけあると考えているのかということについてもお伺いします。

2つ目ですが、一宮町ではオリンピック開催ということが非常に大きな、町が進める事業ではありませんが、大きな事業であるため、そこに大変いろんな労力と意識とお金が集まっているという現状があります。そのために、オリンピック後、これに向けたまちづくりのプラン、準備、こういったものがほかの自治体に比べてはるかに出遅れていると、そういう心配があるという批判をお聞きします。

馬淵町長は、オリンピックばかりに目を向けるというのではない今後のまちづくり、どう進める考えかお伺いしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員のオリンピック後のまちづくりについての質問にお答えします。

まず、1点目のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、残念ながらいまだ収束のめどが立っておらず、町では65歳以上の高齢者へのワクチン接種やいちのみや地域応援券事業など、感染拡大防止と地域経済の下支えや、町民の皆様の生活支援などに全力で取り組んでいるところです。

今後も、65歳未満の町民の皆様へのワクチン接種が控えていることや、状況によってはさらなる感染拡大防止策や経済対策を講じる必要もあり、人の移動を活発にする施策を検討し講じる状況にはないものと考えております。なお、今年度策定を予定している次期の一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、コロナ収束後を見据えたまちづくりの指針をお示ししたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問にお答えします。

町がオリンピックの準備に意識と予算を集中した結果、将来のまちづくりの計画策定や準備が他の自治体と比べ大幅に遅れたとのご指摘でございますが、オリンピックの開催決定以後、町がテレビや新聞などのメディアに度々好意的に取り上げられ、知名度やイメージが大きく向上、移住者や来訪者が増加、住宅や店舗・宿泊施設の建設も相次ぐなど、県内の多くの自治体が人口減少と活力の低下に直面する状況にあって、人口と活力を維持しています。

また、JR上総一ノ宮駅東口の開設、釣ヶ崎海岸への県立自然公園と多目的施設の設置、サーフィンの世界大会の開催などは、オリンピック開催を追い風にまちづくりを加速すべく、国・県、JRや関係団体のご理解とご協力をいただきながら、町としても全力で取り組んだことにより実現したものであり、オリンピックに向けた取組がまちづくりの停滞を招いているかのようなご指摘は当たりません。

町としては、オリンピックの準備の過程で実現したハード・ソフト両面での成果を最大限生かしながら、今後のまちづくりを進めるべく、その指針となる一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 藤乗です。

お答えいただきましたが、私のほうでお話ししているのは、コロナ問題が落ち着きを見せてきた時点においてという意味で質問等をしていますから、最初のほうのご説明はちょっとずれているように思います。現状のコロナ問題への対応というのを聞いているわけではございませんので、人の流れを今促進するのはよくないということは十分認識しております。

その上で、コロナ問題の収束が見えてきた時点で、この町にいろんな形で人の流れがあって、町の事業者や町の活気をどのように維持していく、向上させていくかという方法につい

てお聞きしているんですが、今のところ、総合戦略の中で示しますということは、現状ではまだないというふうに聞き取れるわけです。

また、今お答えのありました、一宮は周辺の自治体に比べまして人口と活力が大変あるというふうに捉えているということなんですが、それは具体的にどういう部分なのかというふうに、ところがはっきりしない、何となくそうですと言われると、確かに何となくそうですというふうになりますが、いろんな海岸周辺ですとか、建築物も増えてという状況でもあります。

じゃ、それは、どういうところの資本によるものなのか。あるいは、建築物であれば、実際に建てる際の業者は町内の業者なんだろうかというところがはっきりしないと、町の中にお金が還流しているのかどうなのか。元気そうに見えるけれども、実は町の中にお金を環流していないということでは、あまり意味ないわけであって、そこら辺のところを、今現在の時点できちんと調べていく。データをきちっと調べるということも大変重要だと思います。これは、総合戦略をつくるための材料にも当然なるわけですから、そういったことを早めに取り組んでいただかないといけないと思います。

それで、そもそも町の活性化、町内業者の活力をアップするという点に関しては、先頃撤退しましたまちづくり会社を通じて、町の活性化、イノベーション事業などを通じて、まちづくりに手助けするというはずだったものですが、ここに大変お金をかけて進めていったにもかかわらず、はっきりとした方向性、プランというものが示されないままに撤退することになってしまいました。そういう失敗の経緯があるわけです。

全国的に活躍されている馬場さんが関わったにもかかわらず、はっきりとしたプランで示せないというのは大変残念なことです。ですから、新規な計画プランというのはないだろうと、ほぼそのように考えたほうがいいわけで、そうすると、地元に着した形、総合計画をつくったときのように、十分時間をかけて大勢の方々に関わっていただき、地元に着した計画づくりをしていくという必要があるんじゃないかというふうに思います。

計画づくりには情報データが重要なので、活力ありますとか、活力をアップさせるようにしたいですという中身について、具体的に入れるようなものを、形として情報データを集めて示していけるようお願いしたいと思うんですが、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 再質問の答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、先ほど課長から答弁申し上げたのは、前半は現下でのコロナ対策であって、コロナが終わった後のことが質問の骨子であるということでおっしゃっていただきました。

私ども、今はコロナの収束がまだ見えない段階ですので、私どもの今の段階では、コロナとの闘い、これがメインのトピックであります。

その中で、その後についてどうかということでもありますけれども、これは課長のほうから申し上げましたが、現下既に、一宮町にはオリンピックというものが到来したということの一つ大きなきっかけとしまして、全国からの様々な注目が集まっております。そして、議員もご存じのとおり、海岸通りを中心に新しい土地利用の形が次々に展開しているという状態です。

基本的に行政は、私どもは社会主義国家ではありませんので、私どもが全てを決めてそこに民間の方に入ってもらおうというものではありません。まず、自生的に民間の皆さんが活発に活動を展開していただけるとすれば、それは最大限それを尊重しなくてはならないというふうに考えております。そこが、例えば町内業者なのかどうか、時々週刊誌などで、例えばニセコなど、海外の資本がたくさん入ってホテルを運営しているなどということが話題になりますが、町のほうははっきり言ってそういうことに手が出せないわけなんです。これは、法律の枠組みもあって、町内業者と町外業者を分けて課税上差別をすることというのは、税の公平原則上できないことでもありますので、もちろん情報としてある程度私どもも耳に入るところはありますけれども、そこはしかし、まずは日本の法律の範囲の中で活動を展開していただく分には、一視同仁ということで等し並みに歓迎するというのが私どもの基本的な在り方かと思っております。

そういう中で、今、じゃ、このコロナ禍どうするんだと。こうした今続いている全国からの一宮への注目は、私はしばらくは続くと思います。その中で、例えば景観条例などを私ども、今後の一つのあるべき形として考えておりますけれども、全体としての秩序ある発展にこれを導いていく、そういうことを民間での活力が発展しているのを前提に考えていくべきだと思っております。

特定用途制限地域の設定なども、既に、これはオリンピックが到来することが決まった後すぐやりました。そういうことで、土地利用の形に対して不適切なものが展開しないようにということは、町のほうで予防措置を取っております。今度は、さらに展開しているものが全体として非常にきれいな、どなたにも喜んでいただけるものに、住民の皆さんのご賛同を

得ながら、景観条例という形でそれを、枠をつくっていければというふうなことを考えておりますが、そうした業者などの選別などということは、今私どもは全く考えていないところであります。

その上で、あとはリアライズについてでありますけれども、リアライズについて、これは失敗であるというふうにおっしゃっていただいたんですけれども、何度も申し上げたとおりであって、国の政策の変更において、私どもが当初考えた計画が挫折したということであって、それはそれとして、私としては本来能力的に駄目であったということではないと考えております。ですから、これを過大に失敗だというふうにおっしゃっていただくのは、私は見解の違いとして受け入れることができません。

それから、成果は果たして上がっているのかということではありますが、近々の国勢調査の結果であります。外房で唯一、私どものところは前回の国勢調査時よりも人口が増えております。これはもう明確に数字が出ておりますので、ご確認いただければと思うところであります。

したがいまして、私どもとしては、もう一回ちょっと総括的に申し上げますと、先ほど課長のほうから総合戦略の中にお示しすると申しましたが、実際のところこのコロナ到来の前に様々なことを町で試みておりました。そういうことは、コロナ後も引き続いて再度行っていくことになると思います。その上で、今活発に民間が活動を展開していただいているのを前提に、それをいかによりよい方向に導いていくか。それこそ行政の権限の範囲内で、私ども模索していきたいというふうに考えているところであります。

議員は、私どもの町は近隣に比べてはるかに遅れているというふうにおっしゃっていただいたんですけれども、私どもはそういう認識は共有しておりません。この点ははっきりと申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 今、町長のほうからお話がありましたが、私は町外の事業者だからというようなこと、町内の事業者だからということで選別をするということを考えているわけではありません。どういう状況かというのを定量的にあるいは定性的にきちんと調べたデータができれば、今よりも一層町内の事業者が活動しやすくなるためには、どのようなこと

を町として進めるほうがいいのかということが分かるであろうと。これが結果的に総合戦略の作成につながるであろうということを申し上げているわけです。

それで、安定していったらば人の流入も考えなければいけないといったところではあります。現実問題として、果たしてそれがいいのかどうなのかというところに疑問を持つ部分もございます。現在と同じように、リモートというようなものはかなり続くのではないかと、いうふうにも思いますし、活動制限、移動制限というのは、それなりにしなければならぬ状況も続くのではないかと考えられます。

そうして考えますと、今現在からしばらくの間、町としてできることを考えると、4つほど考えましたが、リモートで町の事業者ができる限り生きる方策を進めるということ。2つ目に、コロナ安定後に町への人の流れを誘導する。しかもあまり集中し過ぎないようにということ。しかも、さらにオリンピック開催地という地の利と知名度を生かすという点。さらに、もう一つサーフィンと海関係だけの人の流れ、活性化ということは駄目であって、町全体の資源・資産、これを生かすというふうには考えなければいけないと思います。

現状で、例えば、私度々申し上げていますが、できることというのは、事業者支援については飲食店以外は不十分極まりない状況ですから、町ができる、しかもリモートというコンセプトで事業者支援、これに関わる町がやれることは、ふるさと納税の産品をできるだけ増やして、多くの事業者が関われるようにすると。この際に、実質の返礼率を大幅にアップした商品をつくるということも可能ではないかと。返礼率は3割なんですけれども、残りの部分に関して、コロナ対策という名目で行うと、それを例えば10%とか15%とかの部分については、町に来年以降、あるいは来年度以降来た場合、今年度のふるさと納税なんだけれども、来た場合に、町で何らかの形で利用できるように、町の事業所で利用できるようにするというようなことが可能ではないかというふうに思います。これについては、町の持ち出しはないわけですね。利用者負担、ふるさと納税ですから。ですから実質町の負担はないので、ただ、問題は年度をまたぐ、年をまたぐということもありますが、こういったことも含めて、いろいろ検討していただくべきではないかというふうに思うんですが、町長の考えをお伺いします。

○議長（鶴沢一男君） 川島副町長。

○副町長（川島敏文君） ただいま何点か、藤乗議員から貴重なご意見をいただきました。今いただいたご意見も参考に、今後のまちづくり進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、今できることについて、前向きに何とかお願いしたいと思います。大変困っている事業者がたくさんいるということは承知のはずですから、その辺のところを十分勘案して進めていただきたいと思います。

3件目の質問に……

○議長（鶴沢一男君） 藤乗一由君に申し上げます。

着席をお願いいたします。

ここで皆さんに申し上げます。

藤乗一由君の一般質問の途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

会議再開は13時ちょうどを予定しております。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、3件目の質問についてさせていただきます。

3件目は、里山里地、町の自然環境の保全と活用、それと、今後のまちづくりについて、町長の考えをお伺いいたします。

馬淵町長においては、自然環境の保護保全にはとりわけ関心が高いというふうに認識しているんですけども、私も、これを町の事業、まちづくり、町の産業に生かすことに関して、これまで何度かいろいろな形での提案をしてきたつもりでございます。そこで、これに関して町長の考えを以下の3点についてまずお伺いしたいと思います。

馬淵町長におきましては、町の自然環境、里地里山、あるいはこれは里海という部分も含まれますが、これをまちづくり、町の活性化に生かしたいと考えているものなのかどうか、また、これをどのように利用していきたいという考えなのかという点についてお伺いします。

2つ目は、それを生かすために、具体的にどのようなことをすべきだとお考えなのかという点です。

3つ目につきましては、こうした取組については、ほかの自治体の事例などは当然参考になるでしょうけれども、馬淵町長が考えられる事業、こういったものに関しては、具体的に

町のどのような事業者に対して、あるいはどのような場面で有効に生かされるというふう
に考えて、想定して、計画あるいは進めていくものなのかという点についてお伺いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の里地里山、町の自然環境の保全の3つのご
質問がありましたが、関連がございますので一括で答弁をさせていただきます。

町では総合計画の基本理念に「自然との調和の中で生きるまちづくり」を掲げ、本町は海、
川といった自然環境に恵まれた土地で、里山、農地という人文的な自然も存在しており、各
種の開発行為においては、これらの自然環境保全の重要性をよく意識して、適切なものにな
るよう努力していくとしております。

また、土地利用構想の中では、県立九十九里自然公園に指定されている丘陵部については、
その優れた自然環境を保全しながら、乱開発などを抑制するとともに、エネルギー革命以降
の放棄によって荒れた山林の再生、保全、利用を図り、ハイキング、自然観察、史跡探訪な
どの各種活動に資することを目指すこととなっております。

さらに、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の5つの柱の一つであるシティプロモー
ションでは、住民が地域の伝統や文化、自然に触れる機会を増やし、自らの町の魅力を知る
ことができることで、地域の誇りと地域愛を醸成し地域への愛着を高め、地域再生を促進し
ていくことが示されております。加えて、2019年から2021年の当町への転入者アンケート結
果において、一宮町を選んだ理由のトップは、豊かな自然環境があるからとなっております。

このように、町の豊かな里地里山、町の自然環境の保全は、まちづくりを進めていく上
でも重要な要素であり、今年度に策定予定の新しい一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の
施策にも盛り込みたいと考えております。その上で、具体的な施策については、次年度以降
の予算案に反映したいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問がありましたらお願いいたします。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 一昨年3月定例会でしたか、その後でしたか、6月だったかど
ちらかだったと思いますが、私は一般質問の中で、洞庭湖の整備を進めたほうがいいのではな

いかと申し上げましたが、それに対して、除草なども含めて膨大な手間と資金を入れるのは無理だということで、これを整備することはできないという趣旨のご回答をいただきました。

洞庭湖は江戸末期に整備されたわけですがけれども、今現在も農業のための水源として使われていると、重要なものなわけですがけれども、これをきちんと整備していくためには、やはり町民の皆様がそこをよく知っていただくというのも大事なことだと思います。実際に、釣り人が特に多いわけですがけれども、町内よりもむしろ町外の方、かなり遠隔地からいらっしゃる若い方が結構大勢いらっしゃるんですね。釣り人が多いことがいいのかどうなのかと、これはちょっと難しい部分もあります。マナーがあまりよくないという点もありますが、ただそれ以外にも、里山を訪れるというのが、洞庭湖周辺まであるいは高藤山のほうも含めてというようなことで、散策されたり、町外からあるいは都会から、ぽつぽつといらっしゃる方も実はいるんですね。

そういった状況であるにもかかわらず、ほとんど管理がされていないと。とてもひどい状況です。ほかにも整備しなきゃいけないところはたくさんあるんだということではあります。一つの象徴でもあり、また、農業の水源としても重要な場所でもあるわけで、ここ周辺というのは、まず第一に整備を考えていかなければいけないところではないかなというふうに考えます。これについて、今後どうするお考えなのかということ、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 再質問の答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えを申し上げます。

洞庭湖のところなんですけれども、現在、町のほうでは、ご存じかとは存じますが、遊歩道ですね、池の周りを通っている木道というか、木の柵がついております。大分傷んでしまったんですけれども、遊歩道については年2回、桜の開花前と夏に、産業観光課のほうで草刈りをしております。また、ここを通って松子のほうへ抜けていく道路については、道路愛護事業ということで、8区の2の皆さんが2月頃1回、それから林道のほうの林道草刈りということで、やはり8区の2の方が夏に1回、これは令和2年度までやっていただいたところであります。また、下流の洞の堰のほうなんかは、全体として岩切の皆さんが手を入れていただいております。そういう除草などの一定の私ども、維持管理の作業をしております。

ここ数年ちょっと具合がよくないとおっしゃっていただいたかと思いますが、最近ひどいと。二又池、これは洞庭湖より上流部になります。その二又池と洞庭湖の上の池との境のと

ころが、ご存じのとおり陥没してしまいました。漏水が生じました。これの工事で、この二又池と洞庭湖の上の池の間を通っていく堤防のところが、桜の木も切ったりしたんですね。それで立入禁止になっておりまして、そこに雑草が茂っているという状況であります。これは工事の遂行に伴って一時的に手入れができなくなったということでありまして、工事が完了しましたので、これからまたここも草を刈っていくことになると思います。

そういうことで、全体として、かつて私が答弁申し上げたことはどうですかというご質問でありますけれども、こういう現状を踏まえて、私は前回お答え申し上げたときは、かつての洞庭湖の状況というのが念頭にありました。林床の草なども全てきれいに刈り取られて掃除がなされております。そして何本か生えている木の中から、ずっと向こうまで見通せるような状況であります。その中に、皆さん、坂のところに思い思いに、敷物などを敷いていただいて、その上にくつろいでいらっしゃるというような写真がございます。

そうしたことを洞庭湖、上の池から下の池全体に展開するというのは、とてもではないけれどもお金と手間があまりにかかって、しかも雑木というか、草というのはすぐ生えてしまいますので、年間に何回もやらなきゃいけないと。そうしますと、それをやった後に十分な皆さんのここの利用が展望できないのであれば、それはできないというふうに申し上げたわけであります。

現在のところでは、なおもそのレベルの大量の手間と資金を投入する作業、清掃作業をしても、相手は自然ですので、3か月後にはまた草ぼうぼうであります。そういったことを繰り返しながら、では、繰り返してきれいにしたときに、どれだけの皆さんの十分な利用が展望できるか、そこがまだ私どもには十分な感触を持っていませんので、現在の段階では、私の認識は変わっておりません。現在の維持管理のレベルを今後も踏襲していくというのが、現在の利用状況においては適切ではないかというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 議会があるからというためではないとは思いますが、今週の月曜日に担当課のほうで、洞庭湖の遊歩道、全部ではないかとは思いますが、きれいにしていただきました。これまであまり手を入れていなかった斜面の部分もしっかりと手を入れてあったので、大変頑張ったなというふうに思っております。

しかし、ちょっとここに参考までに、町長のほうでも現実をよくご存じないようなので、写真を持ってまいりました。見えるかどうか分かりませんが、これは今現在、今週の月曜日、除草していただいた状況なので、ちょっとアクリル板があって見づらいかと思いますが、かなりきれいな状態になっています。石碑のあるところですね、遊歩道も同様にきれいになっております。

町長は、3か月もするとというふうにおっしゃいましたが、実際のところ2週間もするとこういう状態になってしまいます。もう草だらけなんですね。大変ひどいです。実際には、草刈りをしてせいぜい2週間しかもたない。10年前にはこんなことはなかったんです。通年で遊歩道も皆さんが犬を連れて散策できるような、そういう歩けるような状況でした。ところが、仮に今、6月初めに除草していただきましても、実際、一月もするとこんな状態になってしまいます。誰も歩けないんですね。釣りの方は獣道を作りながら、草を分け分け池の脇に入って釣りをしておりますけれども、その結果、多少踏み歩いたような跡が出ますが、でも10年前にはこんなことはなくて、しっかりと歩道面がきれいに見えるような状態で、周りに草もなかったです。

正直、大変こういうのは申し訳ないんですけども、馬淵町長になってから、その状況が大変ひどい状況になっております。ですから、たまにはご覧になっていただくほうがいいと思います。駅前でしゃべっているぐらいだったら、こういった現状を見に行っていたほうがいいんじゃないかと私は思います。

ですから、こういう状況が実際には何か月も続くわけですね。さっき町長が言ってくださったように、これから後は、春の桜の季節前じゃないと草刈りをしないということになります。あまりにもひどいので、正直言いまして私もこのところ何年か、年2回ぐらいは遊歩道の草刈りをさせていただいております。ほかにも有志の方が周囲をやってくださったりということで、やっとなこと時々は歩けるような状況になっているという次第です。遊歩道の道路についていない山側、南側のほうはもっともっとひどい状況なんですね。こういった状況をもうちょっと、さすがに何とかしませんかということなんです。

それで、先ほどご覧に入れました、この木の柵ですけども、これは大体20年余り、二十数年たつわけです。杉の白木でできています。ですから腐るわけですけども、町長もご存じのように、でも20年もっているんですね。ということは、きちんと草刈りをして、周りを管理して、例えば10年に一遍ぐらい塗装すれば30年以上は、これは一部壊れてはいますが、壊れずにもったろうというふうを考えられます。擬木で造った場合には、50年とかと

いうふうにもつでしょうけれども、多分こちらのほうがかなりお安くできるから推したんだとは思いますが、それにしても、トータルでのコストを考えるとということも大事ではないかなど。

この柵を直せと言っているわけではないんですね。別にある程度楽しめるような形にすべきではないですか、人が歩けるような形にすべきではないですかと。実際に、今の時期ゲンジボタルが出るわけなんですけれども、それを見に来る町外の方も、都心のほうから来る方もいたりするんですね。我々は調査しているので、生き物の調査をしているときに人の動きも見つかるわけですね。どこから来たんですかというお話をすると、かなり遠隔地から、若い方がいらっしやったりする。今SNSで知り合いから聞いたりするので、もう蛍の時期をはるかに外れた時期に、1匹、2匹しか飛んでいないのに感動して帰っていったりするんですよ。そういうふうに、実は楽しんでいる方もいらっしやると。そういうことも実際あるわけです。

ご担当のほうでは、あるいは企画課のほうではそういったことは知らないと思いますけれども、事前にどんなふうですかと聞いてくだされば分かるわけです。そういった情報も、最初の質問にしましたようなまちづくりのための総合計画をつくるときにどういうふうに生かすのかということに十分役立つと思います。

こういった現状ですので、改めて考え直していただきたいということで、町長のお考えをお聞きしたいんですね。あわせて、こういったものを生かすというためには、町としても、先ほど環境条例というお話が町長からもありましたが、自然環境の保護・保全、こういった、あるいは生き物の保護・保全、これに関する条例、あるいは幾つかの自治体であるかと思いますが、県のほうでも条例であります。里地、里山、里海の保護・保全・利用に関する条例というのをつくっている自治体も結構あります。そういったものを参考に整備して、できる限りの範囲で進めていくべきではないかと思います。

また、この洞庭湖に関しては、先ほど言いましたような水源にもなっているわけで、そうすると、今現在保全会活動の中で、東部、地域保全会のほうに予算を頂いているわけですが、国のほうから。町から全て出さなきゃいけないという考え方をするからできないというのもあると思います。これを洞庭湖周辺ですとか水源に関わる部分の整備のためということで、今の補助金を上乗せしていただけるような、政治的な活動によって増やして整備すると。町の負担は4分の1で済むわけですから、かなり少ない額で何倍もの仕事ができるわけですね。そういうことを考えて、取り組んでいただくのも一つの方策かと思います。

また、こうしたハード面の管理というの、長いスパンで考えてメンテナンスをしっかりと

していくというのも大事じゃないかなと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問が終わりました。

答弁を求めます。

答弁は簡潔にお願いいたします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） かしこまりました。

NPOや民間企業などから効果的な提案があれば、町としては支援や協力を行うことについてやぶさかではありません。簡明ということですので短くいたしますが、木道については、私が登板したときは、もう既に壊れてしまっていて大分行けなくなっておりました。藤乗議員がおっしゃるようなメンテナンスをするのであれば、もっと造ったときから継続的にやっていると、ちょっとうまくならないんじゃないかなと思います。

それから、私が登板した後、特にひどいとおっしゃっていただいたんですけども、草の生える状況というのは昔と変わらないと思います。もし、昔もう少しよかったとしたら、洞庭湖、ため池として東部土地改良区のものでありますが、町のほうは手入れの状況は変わっていないと聞いていますので、それ以外の皆様と土地改良区の皆様とか多くの地域の皆様のお力で草がある程度刈られたのかもしれませんが。そのあたりはちょっと全体状況として、町の関わり方は特に大きな変化がないということですので、町のみでこれが責が帰せられるのは、少し私どもとしても得心のいかないところがございます。

そういうことを含めて、この利用、きれいにしていたときの利用というものがなかなか展望できないというのが、一つは私どもが資金投入に対してためらっているところでありますがそこをご一緒に考えられればひとつ、私どもももう少し違う対応ができるんじゃないかなというふうに思います。

もう一つは、今議員もおっしゃっていただいた、民間などの力を借りながら、そしてそういうところに、国などの資金も流しながら作業していただくと、そういうことは大いにあり得る選択かと思いますが、これはあくまで、自分たちでやろうというふうに思っただけの方がいらっしゃるということが前提ですので、まずそこをお願いできる皆さんを、私どももお声をおかけするなどして、少しお願いできるような文脈ができることを、できるように努力してまいりたいと思うところであります。

○議長（鶴沢一男君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 7番、袴田でございます。

議長、私のほうも2問ございますので、1問ずつ区切らせて質問させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） お願いします。

○7番（袴田 忍君） 1問ずつ区切らせて質問させていただきます。

まず1点目でございますが、南消防署の候補地の選定に当たってという形で質問させていただきます。

今回の5月10日に開かれました議員説明会での南消防署の候補地選定について、実際驚きました。私は、候補地の問題は過去に何度か質問し、住民の命を守る重要な施設なので、議会と町民の声を聞いてから進めてもらいたいと意見を述べてきました。独断で候補地選定を進めてきたことにちょっと疑問を思うところがあります。

また、現在8か所ある消防署を6か所に削減することになり、南消防署を町の中央ではなく、一宮と睦沢の間に建てるということだが、住民の命を守ることは、自治体の最大の責務であると考えます。

今後、高齢化の進展によって、救急業務の拡大が予想されています。1分1秒を争う業務でございます。国が定めている救急車の到着時間は8分以内と聞いていますが、今回の候補予定地から離れている東浪見、綱田地区までは、一体何分で救急車が到着するのでしょうか。人命尊重、健康を守るための消防署の在り方と、説明会と、消防署報告が逆になったことについて意見をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、この候補地選定について驚かれたということ、それから、私が独断で行ったというふうに今述べていただきました。これにつきましては、もう以前より私が申し上げたとおりであります。私が広域の一人の構成員でありまして、私が独断で決められる事柄ではまずないので、そのような認識は、少なくとも私個人の認識とは全く異なっているということでご

ざいます。

それから、この南消防署の位置について、一宮町で選定した候補地と違う南総一宮線での新しい用地の選定ということが行われつつあることにつきましても、何度も議員のほうへはご報告を差し上げたとおりでございまして、今また改めて驚かれるということについては、私も少々、これまでのご説明差し上げたことはお聞き届けいただけなかったのかと、残念に思うところでございます。

さて、その上で全体としてお答えを申し上げます。

消防署の体制については、一旦は8署体制で進めることになったものの、長生郡市広域市町村圏組合の管理者会議において、今後の人口減少、構成市町村の財政負担軽減の観点から、署所の配置及び数を再検討すべきであるとの意見が出されました。これを受けて、構成市町村の担当課長会議、消防委員会で検討を重ねた結果、平成31年の第1回広域組合議会定例会で管理者から、将来的に6署とし、整備計画策定の協議を行っていくということが示されるに至ったわけであります。私の独断ではございません、再度申し上げますけれども、私が新町長として伺ったときは、既にこういう議論が起こっておりました。

このことから消防本部は、令和元年5月に6署体制とする消防庁舎建設等基本計画を策定いたしましたわけであります。6署体制へとするに当たり、今後建て替えを予定している庁舎にあっては、消防車、救急車等の配置を見直し、消防隊もしくは救急隊を増隊し、消防力を増強し対応する考えということで承っております。また、この基本計画におきましては、南消防署と睦沢町の佐貫分署が統合され、南消防署は、佐貫分署の管轄範囲の対応を確保することになると、これも伺っております。このような状況下で、消防本部から令和3年2月に、新消防署建設候補地について一宮町は依頼を受けまして、睦沢町からの要望も踏まえ、建設候補地として3か所を回答いたしました次第であります。

議会への説明につきましては、公共工事という特性上、事業を公正、円滑に実施するためには、様々な調整が必要であったということをご理解いただければ幸いに存ずる次第であります。

最後に、町内の救急車の令和元年度現場到着平均所要時間は10分26秒でございましたが、釣区集会所あるいは綱田集会所付近への現場到着見込み時間は、8分台で到着するというところであります。消防本部では、救急要請があった場合には、最速で到着できる救急車を出動させております。その救急車が出動中でありますと、遠くからの出動となるわけであります。全国的な問題ともなっておりますが、緊急性のない救急車の要請をいただくと、全体として

の遅延の大きな原因となりますので、救急車の適正利用の徹底を、消防の部局とともに、私ども町も努めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問がありましたらお願いいたします。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 簡単な質問でございます。ありがとうございます。

再質問、1点だけお願いいたします。

議会への説明会は本当に十分ありがとうございます、やっていただきました。

住民への説明会というものはこれから取られるのでしょうか、お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） これにつきましては広域のほうが中心になりますが、町と広域とでこれは開催する方向で考えたいと私は考えております。こちらから広域のほうへお諮りをする事になるかと思っております。

○議長（鵜沢一男君） 再々質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いします。

○7番（袴田 忍君） 1問目ありがとうございました。

2問目でございますが、ヤングケアラーに関しては、先ほど午前中に小安議員のほうからも質問がありました。子育て支援課から、問題点、支援策について、小安議員の質問に対して答弁いただきました。しかし、私は違う視点からこれを取り上げたいと思ひまして、ここで質問書を作らせていただきました。

このヤングケアラーの実態について伺うということなんですが、実際に私、今ファミリーホームという児童福祉施設を運営してまして、今虐待の子供が6人いるんですが、その中で1人が、このヤングケアラーに属する1人の子がいるということを、私は頭に入れてこの質問を出させていただきました。

障害や病気のある家族や、高齢者、幼いきょうだいの世話をしている18歳未満の子供たちは、全国で、中学生で17人に1人、高校生で24人に1人、数多くの子供たちが家庭での負担を背負っています。新聞やニュース、NHKの報道特別番組でもこの実態を取り上げていま

す。家庭での負担は、子供たちは睡眠時間を削られ、授業に集中できない。そして、不登校やひきこもりなどの精神的影響に及んでいる子供たちも見受けられます。

町もヤングケアラーの子供たちを把握しているなら、その実態をお伺いしたいということで、これはやはり教育現場からその声を聞きたいなと思ひまして、教育委員会のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、袴田議員の質問にお答えいたします。

教育委員会では、学校での定期的な個人面談やアンケート、スクールカウンセラーによる教育相談等を通して学校と連携し、児童生徒のいじめをはじめとする様々な悩みの解決に努めていますが、ヤングケアラーとしての実態の把握はできておりません。

その中で、学校の教職員は子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、子供の状況を把握しやすく、支援が必要なヤングケアラーを発見しやすい立場であると言えます。しかし、家庭内のデリケートな問題であることから、教職員は、ヤングケアラーの特性を踏まえて、子供本人や保護者と接することが重要ですが、その概念の周知はまだ十分とは言えません。

今後は、教育委員会の教育相談担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む教職員への研修や、関係機関との合同研修により、ヤングケアラーの概念について、理解促進を図り、早期発見・把握、そして適切な支援につなげられるよう、学校、地域、関係課との効果的な情報連携の方法について検討のほうをしてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） これはやはり、ヤングケアラーという言葉自体が新しい言葉でございまして、実は虐待という話でちょっと申し訳ありませんが、やはり30年前、子供に虐待があるということで非常に騒がれた時代、それから30年過ぎまして、今我々の施設もそうなんです。児童福祉施設全体で、今90%が虐待の子供の受入れをやっているんです。ですから、このヤングケアラーという言葉が出始めて、これから20年先、30年先になったときにどれだ

けの子供たちがまたこれに増えていくか。そのためにも、やはり知識とそれに対応できる、行動を起こせるような姿勢を町でもつくっていただきたいなと私は思っております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関です。

質問が大きく2点に分かれますので、1点ずつ回答していただいてよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） お願いします。

○3番（小関義明君） 最初に、まず第1点目でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いします。

1つ目として、新型コロナワクチン個別接種の予約が5月末に開始されましたが、これまでの予約状況で、町の高齢者全体のうち何%の方が予約完了となっているのかお聞きします。

また、予約で町民からは、電話の予約がつかない。ウェブ予約の方法が分かりづらいといった声が多く聞かれました。私自身もウェブ予約を試みましたが、高齢者に非常に分かりやすくつくられていないというふうに感じました。今回の予約接種の現状を踏まえまして、今後の町におけるワクチン接種の予約や実施の方法について見通しをお伺いします。

続きまして、新型コロナのワクチン接種事業を進めるため、ほかの市町村では、各対策室などを設け、専属の職員を配置しているところがあると聞いています。当町では、福祉健康課が通常の健診事業などに加え、コロナ対策も兼ねて対応しているため、職員の過重労働が心配されるところであります。今、国は自治体に早期のワクチン接種を要請していますが、実際に対応する現場は大変な重圧と重労働が続いていることと推察されます。

そこで、担当職員の4月、5月の残業時間はどの程度だったのか、また、心身の不調を訴えている職員はいないのか伺います。お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、新型コロナワクチン接種事業のご質問にお答えい

たします。

初めに、1点目の予約状況や予約方法等の関係です。

議員ご指摘のとおり、今回の予約では、長生郡市予防接種予約受付センターへのアクセスが集中し、電話が繋がらないなど多くの皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。

今回の受付は、7月末までに行う65歳以上の個別接種であります。先月28日に定員に達し、当町では高齢者約4,000人のうち半分に当たる約2,000人の方々が予約をされました。なお、8月以降の予約枠は今月23日に追加される予定であり、現在、皆様に周知しております。

一方、予約を取ることができなかった方などを対象に、今月26日から8月1日までの間、毎週土曜日と日曜日に保健センターで集団接種を行います。この集団接種では、今回の反省を踏まえ、予約の受付日を年代別に区切るほか、これまでの予約方法に加え、保健センター内に町民専用の電話16回線を用意し、町職員が受けるなど、全庁体制で対応いたします。

なお、今後行う65歳未満の接種につきましては、先ほど大橋議員のご質問にもお答えしたとおり、関係機関と協議の上、検討してまいります。

続きまして、2点目の担当課の体制の関係です。

担当部署は健康係であり、職員7人体制のうち主として2人の職員がワクチン接種事業を担当しております。2人の時間外勤務はほぼ同じ状況で、4月が46時間、5月が60時間ございました。なお、疲労の蓄積が見えますが、心身の不調は訴えておりません。しかし、今後行われる65歳未満の接種では、対象者が増え事務量も大幅に増加することが見込まれます。そのため、例年行う健康事業の運営に支障が出ないように、また、体調を崩す職員が出ないように、必要に応じ人事担当課と相談するなど、適切な人事管理と体制確保に努め、ワクチン接種事業の円滑な運営に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありましたらお願いいたします。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございませんが、要望をさせていただきます。

当町では、7月25日からオリンピックが開催されます。全国からの人流の増加、海外選手などの来訪も予想されていることから、このオリンピックがきっかけとなって、町内のコロナ感染者が増えるようなことが絶対にあってはなりません。特に、重症化しやすい高齢者や持病を持つ方には、できる限りオリンピックが始まる前にワクチン接種が完了するよう、最

善の努力を町にお願いしたいと存じます。

また、ワクチン接種はこれからが本番を迎え、さらに忙しくなることが予想されます。コロナワクチンの対応は、今年度いっぱい、もしくは来年度まで続いていくと思われれます。コロナウイルスを所管している福祉健康課の職員が連日の激務で体調を崩すことのないよう、十分な人員や体制を確保していただくことを、予約接種体制の充実をお願いして、町の私の1点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目でございますが、県道南総一宮線バイパス整備の取組についてお伺いします。

去る5月10日の議員説明会で南消防署の移転候補地が示され、近い将来8署体制から6署体制に移行する予定であるとの報告がありました。どの候補地も南総一宮線沿いにあり、現状のままでは、この場所から市街地等海岸部や東浪見地区へのアクセス状況は決してよいとは言えません。そこで、現在進められている南総一宮線バイパス工事を一日も早く完成させることが、アクセス状況の改善につながるものと考えます。

このことに関連して、平成31年3月議会の一般質問で、早期完成を目指すのであれば、県と一緒に用地買収に当たる職員を置き、交渉することが重要である旨、提案させていただきました。馬淵町長からは、大いに参考にさせていただくとの回答がありました。あれから1年以上が経過した中で、町としてどのような取組を行っているのかお伺いします。

お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森田都市環境課長。

○都市環境課長（森田正己君） 県道南総一宮線バイパス整備事業について、小関議員の一般質問にお答えいたします。

用地買収においては、面積ベースで約8割の用地買収が完了しておりますが、残りの土地については地権者との交渉が難航していると聞いております。必要に応じて町の職員が用地買収に同行するなど、引き続き千葉県長生土木事務所と連携を取りながら、県道南総一宮線バイパス工事の早期完成を目指します。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございませんが、計画沿線の住民からは、一日も早い完成を望む声が増えております。県との連携を一層深めていただきまして、早期完成を目指していただけるようお願いして質問を終わります。

○議長（鶴沢一男君） 以上で小関義明君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第9、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良税務課長。

○税務課長（目良正巳君） 承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明いたします。

議案つづり1ページをご覧ください。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日公布、同4月1日施行されたことに伴い、一宮町税条例について、所要の規定の整備が必要になったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点を申し上げます。

まず第1条でございます。

第24条の改正は、個人町民税の非課税の範囲について、個人町民税の均等割を課すべき扶養親族に、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとしたものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

中段の第81条の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率について、軽自動車税環境性能に応じた非課税1%もしくは2%の税率の適用区分を燃費性能に関する要件の法律改正に合わせて、2年ごとに見直しをする規定を追加するものでございます。

下から9行目、附則第10条の2の改正は、固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴い、項ずれ等を修正するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

上段の附則第11条の2の改正は、固定資産税における土地の価格の特例の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。固定資産税の評価額については、基準年度の評価額を3年間据え置くとされています。令和3年度が評価替え年度となります。そのため、措置年度の令和4年度、令和5年度に、地価が下落し、かつ固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、評価額に修正を加える下落修正措置を継続して、令和4年度分、令和5年度分にも適用するものでございます。

次の附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。土地に係る負担調整措置の適用期限を3年間延長するものでございます。その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等について、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とするものでございます。

下から6行目、附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。この措置による減額、減収額については、全額国費で補填されます。

下から2行目、附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、規定の整備を行うものでございます。当分の間、初回車両番号指定を受けてから14年経過した月の属する年度以降の年度分から、軽自動車税の種別割を重課する規定と、グリーン化特例の経過のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものでございます。

6ページをお開きください。

本改正条例の第2条でございます。

第48条から附則第4条につきましては、地方税法の改正に伴い、字句及び項ずれを修正するものでございます。附則につきましては、施行期日、それぞれの改正に伴う経過措置について規定したものでございます。

主な改正点は以上でございます。

本条例の施行期日は、一部を除き、原則令和3年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第10、承認第2号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第1次)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、承認第2号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第1次)の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

内容でございますが、議案つづりの12ページをご覧くださいと思います。

令和3年度一宮町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,320万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,220万8,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出からご説明させていただきます。

議案つづりの18ページ、19ページをご覧ください。

19ページ説明欄でご説明いたします。

歳出の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業5,320万8,000円を増額するものでございます。内容につきましては、集団接種の医師の報償300万、それから

集団接種看護師の報償151万2,000円。そして、委託料として新型コロナウイルスワクチン接種委託料4,869万6,000円を増額するものでございます。

続きまして歳入でございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

16款国庫支出金の衛生費国庫負担金でございます。保健衛生費負担金として5,320万8,000円、歳出と同額を増額するものでございます。本件につきましては、国から、令和3年度予算に計上するよう指示があり、また支出については、6月補正では既に事業が始まり、間に合わないことから専決処分に付したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 承認第2号の令和3年度一宮町一般会計補正予算（第1次）に関してですけれども、今ご説明のございました19ページの、新型コロナウイルスワクチン接種事業なんですけど、これの中身につきまして、報償費委託料とありますが、それぞれの対象となる者について、あるいはこの対象となる方が、年齢を区切った中で町民全員を対象として得た予算なのかどうなのかということについてお伺いしたいと思います。

またあわせて、先ほどの一般質問の中でも幾つかございましたが、このワクチン接種に関しての受付予約申込みという部分で、先ほどの一般質問の中では、町長のご説明も、65歳以上の方と同様に、65歳未満の方も同様に予約をして受付するような方式でというふうにあったと思います。先日の全体会議でもそのようにお伺いしたんですけれども、その後に長生村では接種日時を行政側が指定する方式を検討するというような報道もございました。

今現在の時点で65歳以上の方が5割までしか予約が進んでいないということで、これが最終的に、接種率がどのようになるのかというのは見えない部分がございますが、100%となるということは恐らくないと思うんですけれども、ただ、今の状況を考えて、65歳未満の方のことを考えますと、そういった年齢の方の場合には、なかなか予約が取れないというような状況が発生しますと、面倒だからということで接種を見送る、取りやめるという方が多く生まれる可能性が相当あるのではないかと考えられます。

ましてや、65歳以上の方に比べて圧倒的に現役世代なわけですね。そうすると、忙しいと。

子育て世代の方はなおさらです。そこに大変に時間、労力をかけてわざわざ予約を取ってということが、果たして接種率を上げることにつながるのかどうなのか、むしろ下げる方向に行くのではないかと。ましてや、この新型コロナウイルスの感染率、発症率、それから重症化率、死亡率は年齢を下るに従って、若くなるに従って低いわけですね。そうすると、意識的にもワクチン接種の意欲が低くなるはずですから、さらにブレーキをかけることになると思います。最終的に、若い人はあまり接種率が非常に低いと、どんどん接種してもらいたいんだけれどもというところにブレーキをかけてしまうことになるのではないかと思います。

ですから、長生村のように再検討していただくほうが、これからの接種率を上げるためにもふさわしいのではないかなと。速やかな取組をすれば、64歳以下の方の方式を変えるのはそれほど大変ではないと思うんです。近隣自治体の事例を参考にすべきだと思うんですね。その辺のところは、65歳以上の方の予約をまだしていないという方は打つ気がないんだという方がいらっしゃるようだったら、複数のご意見を聞いてみるというのも参考材料になると思います。

それも含めまして、前半のほうは担当課にお聞きしますが、後半のほうは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、議案つづりの19ページでございます、新型コロナウイルスワクチン接種事業、この内容についてご説明いたします。

7節の報償費に関しましては、当時、想定は65歳以上の集団接種、これを想定しまして会場に従事していただく医師、看護師、これらの補償費を計上してございます。

また、12節委託料につきましては、4月の当時、16歳以上へのワクチン接種が指示されておりましたので、4月1日時点の16歳以上の人口1万693人を計上してございます。

また、64歳以下の予約の件に関しましてお話がありましたが、これから関係機関等と協議し決定してまいります。年代を区切る方法ですとか、先ほどお話のありました希望性のお話ですとか、いろいろ好事例が出てきておりますので、そういったことも踏まえ、十分に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 続いて答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員からいただいたご質問ですけれども、この議案と全く関係ないと思うんですが、お答えをいたします。

今、福祉健康課長のほうから申し上げたとおり、今後のことについては最善の策を私どもも考えております。これまでは、7市町村合同で最初に枠組みをつくりましたので、それに拘束されて、なかなか私どものほうからこっちのほうがいいというものが反映され切れませんでした。それはやはり合議でつくるものですから致し方なかったと思います。皆様にご迷惑をおかけしたことは大変申し訳なかつた。

今後については、現在のところ各町村でかなりのフリーハンドが得られるようですので、私どもとしては、皆様にご負担がかからない形を精いっぱい考えていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（鶴沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 関係ないということは全くないと思います。対象をその年齢に充てて予算を組んでいるわけですから、方式が問題になるわけですね、実現するためには。

いずれにしても、町民の皆さんの安心が、きっちりと安心が担保できるような方法というのに、よくほかの事例も検討しながら取り組んでいていただきたいと思います。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問ですか。

○12番（藤乗一由君） 質問としても答えは同じだと思いますので。

○議長（鶴沢一男君） 分かりました。

ほかに質疑ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、承認第2号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第1次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定をいた

しました。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時20分を予定しております。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時19分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（鶴沢一男君） 日程第11、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案つづりの20ページをお開きください。

令和2年度一宮町一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

21ページをお開きください。

21ページは、一宮町繰越明許費繰越計算書でございます。

上から順番にご説明いたします。

2款総務費の1項総務管理費、総合戦略策定事業につきましては、コロナ禍により先行きが見通しが立たず、会議も開催できなかったことから550万円全額を繰り越すものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費の中の保育所感染対策事業につきましては、トイレの床等衛生設備を改修するものでございますが、年度内完了が困難であるため184万9,000円全額を繰り越すものでございます。

その下、赤ちゃん応援臨時給付金給付事業につきましては、給付の対象となる児童が令和3年4月1日生まれの子まで対象であることから、その1日分につきましては令和3年度予算で支出しなければならないことから、702万円のうち20万2,000円を繰り越すものでござい

ます。

4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、ワクチン接種体制の確立が年度内に困難であったため4,340万5,000円のうち3,955万9,000円を繰り越すものでございます。

6款商工費、1項商工費の地域経済活性化事業につきましては、地域応援券を発行する事業であります。これも年度内に完了することが困難であるため4,946万円全額を繰り越すものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費でございます。こちらは、道路新設改良事業、町道1-7号線につきまして、用地買収がコロナの関係から対面での交渉ができなかったため、3,500万円のうち1,569万5,000円を繰り越すものでございます。

また、同款の4項都市計画費、公共下水道施設整備事業でございますが、下水道公社に委託した工事の一部が応札なく再入札になり、年度内に完了しなかったことから1億5,100万円のうち8,311万円を繰り越すものでございます。

9款教育費の6項教育等環境費でございます。こちら、集団感染対策事業として小中学校のトイレの改修、それからGSSセンターの備品を購入するものでございましたが、年度内に完了することが困難であるため4,889万5,000円全額を繰り越すものでございます。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

先ほど説明のありました7款の土木費の中の都市計画費というところですが、これの繰越しの中身についてももう少し詳しくご説明をお願いします。あわせて、繰越しとなったことで当初計画の工期と比較して問題ないのかどうなのかという点についてもお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森田都市環境課長。

○都市環境課長（森田正己君） ただいまの藤乗議員の、事業内容と当初計画後期と比較して問題はないのかという点に関しましてご報告させていただきます。

事業内容といたしましては、中央ポンプ場ナンバー3、ナンバー4の自動除塵機の改修工事を発注したところですが、応札がなかったため再入札となりました。そのため、2年度の

事業完了が困難となったため繰越しとさせていただきました。しかしながら、令和3年度の据付け工事が出水期後になるため、工期的には問題ありません。また、繰越金額については委託完了分と工事の前払い金を除いた金額を繰越ししました。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項であります。

以上で終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第12、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

議案つづりの22ページをご覧ください。

令和2年度一宮町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

23ページをお開きください。

こちらの表が一宮町事故繰越し繰越計算書でございます。

内容ですが、5款農林水産費、1項の農業費、事業名が強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援）（繰越明許）というものでございます。こちらにつきましては、令和元年度、台風15号等により被災した農業用ハウスの再建等に係る補助金でございますが、51件の申請のうち3件について事業が終わらなかったため繰り越すものでございます。

支出負担行為としては6,206万8,000円を起こしてございますが、そのうち1,191万7,000円を繰り越すものでございます。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

本件につきましては、地方自治法施行令第150条第3項に基づく報告事項でありますので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 日程第13、議案第1号 一宮町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案第1号 一宮町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの24ページをお開きください。

一宮町公告式条例の一部を次のように改正するものでございまして、第2条第2項中別表を一宮町一宮2457に改めるものでございまして、こちらにつきましては、現在町内に9か所ある告示板、掲示板を役場前の1か所にするものでございます。

なお、今年度4月1日からホームページ上に電子告示板のページを設け告示した文書と同じものを掲載してございますので、そちらもご参考にご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長(鵜沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第1号 一宮町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第14、議案第2号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良税務課長。

○税務課長(目良正巳君) 議案第2号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり25ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手続等を規定している一宮町固定資産評価審査委員会条例について、納税者等の負担軽減を図るため審査申出書等の書面への押印及び署名が不要となりました。これに伴いまして、一宮町固定資産評価審査委員会条例について所要の規定の整備を行うものでございます。

改正点を申し上げます。

第4条中第4項、審査申出書には、「審査申出人が押印しなければならない」を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

なお、施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(鵜沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第2号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第15、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長(峰島勝彦君) それでは、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案つづりの26ページをお開きください。

本年度、一宮町史の再編事業といたしまして、令和3年度から町内の有識者を中心に編さん準備委員会を設置するに当たり、準備委員会の報酬を設置するものになります。

特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1、文化財審議委員会の半日額3,500円の次に、一宮町史編さん準備委員会、半日額3,500円を加えるものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和3年7月1日から施行するものになります。

よろしくお願いいたします。

○議長(鵜沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第16、議案第4号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、議案第4号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの28ページをご覧ください。

本条例は県の補助事業を運用するため定めたものでございますが、今般、県の補助要綱に一部改正がありましたので同様の改正をいたします。

現在、経過措置といたしまして、重度心身障害者につきましては一定以上の所得がある場合でも、高額である医療費の負担軽減を図るため本事業の対象とし、医療費を助成しております。この経過措置が引き続き3年間延長されることとなりましたので、附則第3項中、平成33年を令和6年に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和3年4月1日とし遡及適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(鵜沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第4号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第17、議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの29ページをご覧ください。

今回の改正は適用期間の延長でございます。新型コロナの影響により収入が一定程度減少するなどした場合、保険料の減免措置を講じておりますが、収束しない感染状況に鑑み、この減免措置を1年間延長する方針が国から示されました。そのため、附則第9条を改正し、減免対象とする保険料を1年間延長するものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和3年4月1日とし、遡及適用とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(鵜沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢一男君) 次に、日程第18、議案第6号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、議案第6号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの31ページをご覧ください。

本案は厚生労働省令の一部改正によるもので、基本方針を規定する第3条について2つの項を追加し、事業の一般原則を明記化するものでございます。

1点目は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため第5項を追加し、必要な体制や指針の整備、研修の実施等、事業者の義務を定めるものでございます。

また、2点目は、質の高いサービス提供を推進するため第6項を追加し、厚生労働省が運用するシステムを活用した情報収集とその活用、PDCAサイクルの実践など事業者が努めるべき内容を定めるものでございます。

附則といたしまして、これら2項を加える体制は令和3年4月1日から遡及適用いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(鶴沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第6号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第19、議案第7号 公用車（マイクロバス）購入契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） 議案第7号 公用車（マイクロバス）購入契約の締結についてを説明いたします。

議案つづりの32ページをお開きください。

下記の物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものになります。

購入するバスは、日野自動車リエッセⅡ EXのロングタイプになります。購入額は858万4,660円。契約者は、千葉県長生郡一宮町宮原19番地1、有限会社ツユザキオート、代表取締役、露崎 元。

以上で説明を終わりにします。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第19、議案第7号 公用車（マイクロバス）購入契約締結についてを採決

いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第20、議案第8号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案第8号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの35ページをお開きください。

令和3年度一宮町の一般会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,675万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,896万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出からご説明いたします。

議案つづりの42ページ、43ページをお開きください。

43ページ右側の説明欄でご説明いたします。まず、一番上庁舎維持管理費50万9,000円でございますが、これにつきましては庁舎3階の室外機を交換するのが主な予算でございます。

続きまして、その次、町有財産管理運営費41万4,000円につきましては、本給地先の町有地に仮置きしてある刈り草等の処理にかかる費用でございます。

その下情報化推進事業94万4,000円につきましては、庁舎サーバーで使っております無停電電源装置の交換工事にかかる費用でございます。

2つ飛ばしましてコミュニティ助成事業230万円でございますが、釣区の仮設神楽殿を購入するための費用で、宝くじの助成事業を活用して行うものでございます。

1つ飛ばしまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業1,080万円でございます。こちらにつきましては、ひとり親以外の低所得者世帯の児童等1人当たり5万円を給付するものでございます。主な内容につきましては、給付金1,050万円でございます。

その下の健康増進事業でございますが、胸部レントゲン委託先変更に伴うシステム改修62万7,000円でございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る職員、フルタイムの会計年度任用職員を1人雇用する分の人件費194万1,000円でございます。

続きまして45ページをお願いいたします。

上から2つ目、道路新設改良事業635万8,000円につきましては、市兵衛堀の水路、この地下に入っている部分について調査するための費用606万円が主な内容でございます。

1つ飛ばしまして、東浪見小学校オリンピック・パラリンピック活用推進事業7万円につきましては県の委託事業でございます、その2つ下の一宮小学校、それからそのさらに2つ下、一宮中学校費の7万円と、3校合わせて21万円の計上でございます。

戻りまして、中ほどの一宮小学校教育振興事業167万1,000円につきましては、G I G AスクールにおけるI C T支援員配置の委託料でございます。

続きまして、47ページお開きください。

一番下のG S Sセンター管理運営費につきましては、防火扉クローザーが故障しているということで、そちらの修繕に充てる10万5,000円でございます。

続きまして歳入についてご説明いたします。

40ページ、41ページをお開きください。

2段目、16款国庫支出金、民生費国庫補助金1,080万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業の補助金でございます。

その下、教育費補助金につきましては、公立学校情報機器整備費補助金194万8,000円でございます。

1つ飛ばしまして17款県支出金の教育費委託金でございますが、オリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業委託金21万円でございます。

21款繰越金につきましては、1,144万6,000円を前年度繰越金から充てるものでございます。

22款諸収入の雑入でございますが、こちらはコミュニティ助成事業の助成金230万円でございます。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 歳出のほうからなんですが、43ページに当たります子育て世帯支援特別給付金についてですが、これの対象世帯数、人数、給付の仕組みについてお伺いしたいと思います。また、これについてはいつから開始されるのかという点と、もう一つ、前回の例から見て支給漏れという心配というのは、これからのことなので何とも言えないんですけども、大丈夫なんでしょうかという点について、予測部分になると思いますが、その辺をお願いします。

もう一点、次の歳出のほうの45ページに当たりますが、道路新設改良事業の測量調査委託料という中で市兵衛堀の調査ということだそうですけれども、これは、見通しとしていつ頃から開始され、報告のほうはいつ頃になると見込んでいるのかという点についてお願いします。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） 藤乗議員よりご質問のありました議案つづり43ページの子育て世帯生活支援特別給付金給付事業その他世帯についてお答えをいたします。

この給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し臨時の特別給付金を支給するものです。

初めに、対象者ですが、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受け、令和3年度分の住民税が非課税である方、もしくはそれ以外で令和3年度分の住民税が非課税である方、または令和3年1月以降の収入が急変し、住民税が非課税相当の収入となった方となり、対象者数ですが、210人を見込んでおります。また、支給額については児童1人当たり5万円を支給いたします。

次に、支給方法ですが、児童手当または特別児童扶養手当の受給者については申請不要で、手当の支給口座への振込となります。それ以外の方につきましては申請により指定口座へ振り込むこととなります。

なお、支給時期ですが、令和3年度の住民税確定後、速やかに支給を行えるよう準備を進めてまいります。

あと、漏れ等はないかということでございますが、そちらのほうは住民税の非課税ということで、そちらのほうの確認、また児童手当、特別児童扶養手当の該当の方ということで、そちらのほうを入念にチェックいたしまして、また、申請が必要な方に対しましては広報等

で周知していく中で、漏れなく申請、また支給をしていきたいと思えます。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 森田都市環境課長。

○都市環境課長（森田正己君） 市兵衛堀の測量業務委託の件でございますが、もう設計書のほうはできておりますので、議会で承認された後、来月に発注する予定であります。工期的には3か月ぐらいだったと思えます。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、議案第8号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第21、議案第9号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第9号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの54ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,845万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出をご説明いたします。

議案つづり61ページの説明欄をご覧ください。

介護保険運営事務費について、委託料31万9,000円を増額いたします。内容は、制度改正によるものでございます。介護施設で受けるサービスの利用料等について、より所得能力に応じた負担とする観点から、自己負担限度額の細分化が図られ、この8月から適用となります。この制度改正に対応するため既存システムの改修を行うものでございます。

続きまして歳入に移ります。議案つづりの58ページをご覧ください。

システム改修の財源といたしまして、2分の1相当の国庫補助金15万9,000円、また一般会計からの繰入金16万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第21、議案第9号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第22、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 一宮町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

同意案第1号でございます。

一宮町教育委員会委員の伊木敏枝さんが6月30日をもって辞職されることから、後任として立花亜由美さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

立花亜由美さんは、一宮町東浪見、新浜区にお住まいの方です。

立花さんのご経歴につきましてはお手元にお配り申し上げたとおりであります。保護者の代表として平成28年度に東浪見小学校子ども会会長を務められ、読み聞かせのボランティア活動にも参加されるなど、学校行事や地域コミュニティに対し深いご理解とご協力をいただき、積極的に学校支援をいただいております。

立花さんは保護者や学校からの信頼も厚く、教育委員として適任であると考えますので、議会の同意をお願いいたしたく上程させていただくものであります。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論に入りますが、議員諸君に申し上げます。

人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や非礼な言葉を使用することはできませんので十分注意をしてください。

それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第22、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。立花亜由美さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、立花亜由美さんを一宮町教育委員会の委員に同意することに決定をいたしました。

ここで日程追加のため20分程度休憩といたします。

会議再開は15時20分。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時19分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（鶴沢一男君） お諮りいたします。発議案第1号から3号までをお手元に配付いたしました追加日程表のとおり日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第3として直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第1号から3号までを日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第3とすることに決定をいたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 追加日程1の日程第1、発議案第1号 一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） それでは、発議案第1号 一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和3年6月11日提出。

提出者、一宮町議会議員、志田延子。賛成者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫、森 佐衛、吉野繁徳、内山邦俊、川城茂樹。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成に関する意見書。

一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業は、終点の一方通行を解消すべくバイパス工事が進められており、残り僅かなところまで来たが、その後事業が停滞し、ここ数年事業の進捗が見えない状況である。

本路線は、一方通行の解消のみならず、近隣町村とのアクセス向上につながるとともに、災害時には避難道路としての役割を果たす大変重要な道路であり、地元住民からも一日も早い完成を望む多くの声が、町議会に届いている状況である。

また、将来的には長生グリーンラインとも接続予定であり、主要幹線道路と接続することで、更に災害時の迅速な避難や復興が図られるほか、外房地域へのアクセス向上により観光客の増加が見込まれるなど、地域の発展により一層寄与するものである。

つきましては、現在停滞している一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日。

千葉県長生郡一宮町議会、議長、鶴沢一男。

提出先、千葉県知事、熊谷俊人様。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程1の日程第1、発議案第1号 一般県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、追加日程1の日程第2、発議案第2号 義務教育費国庫負担制

度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、鶴野澤一夫君。

○8番（鶴野澤一夫君） 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和3年6月11日提出。

提出者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、小安博之、小関義明、藤乗一由、袴田 忍、鶴沢清永、大橋照雄。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日。

千葉県一宮町議会議長 鶴沢一男。

内閣総理大臣、菅 義偉様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、萩生田光一様、総務大臣、武田良太様。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程1の日程第2、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、追加日程1の日程第3、発議案第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、鵜野澤一夫君。

○8番(鵜野澤一夫君) 発議案第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和3年6月11日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、小安博之、小関義明、藤乗一由、袴田 忍、鵜沢清永、大橋照雄。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

国における2022年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい

状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2022年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ・老朽化等による危険をとまなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること。
- ・感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。など。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日。

千葉県一宮町議会議長、鶴沢一男。

内閣総理大臣、菅 義偉様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、萩生田光一様、総務大臣、武田良太様。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程1の日程第3、発議案第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎閉会の宣告

○議長(鵜沢一男君) 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回一宮町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時36分